

平成31年 4月26日

（宛先）

奈良市議会議長

所在地 奈良市二条大路南一丁目1番1号

会派名 公明党奈良市議会議員団

経理責任者氏名 宮 池 明



平成30年度政務活動費収支報告について

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり

平成30年度政務活動費収支報告書等を提出します。



平成30年度政務活動費収支報告書

所 在 地 奈良市二条大路南一丁目1番1号

会 派 名 公明党奈良市議会議員団

代表者名 宮 池 明

1 収 入

政務活動費 5,880,020 円 (利息20円含む)

2 収 支

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	133,946	7月30日実施 議会制度検討専門部会における行政視察（堺市議会・大津市議会）等
研 修 費	523,656	7月3・4日実施「住民監査委請求と住民訴訟をめぐる法律事務」研修事業等
広 報 費	274,897	会派広報誌作成料
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	914,010	月間ガバナンス・日本教育新聞購読料等
人 件 費		
事 務 所 費	460,786	コピー機リース料・コピー用紙等
合 計	2,307,295	

3 残 額 3572725 円

項目別一覧表（項目別元帳）

項 目	調査研究費
-----	-------

（単位：円）

整理 番号	支払年 月 日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘要
1	2018 10 19	5,298	23,848	7月30日実施 議会制度検討専門部会における行政 視察（堺市議会・大津市議会） 宮池・九里
2	2018 10 23	21,702	22,782	10月23日実施奈良県中央・高田子ども家庭相談セ ンター政務調査事業 宮池・伊藤
3	2018 11 13	106,946	106,946	11月15・16日実施 富山まちなか総合ケアセン ター・金沢市こども総合相談センター調査研究事 業
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
計		133,946	153,576	

領収書等貼付用紙

項	目	調査研究費
整	理	番 号
		1

領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙資料添付
	5,298 円

事業名 用途及び内容等	議会制度検討専門部会における行政視察 実施期間：平成30年7月30日（月） 視察場所：堺市議会（政務活動費検査員について） 大津市議会（監査委員の議員枠廃止及び議会事務局の体制強化について） 視察メンバー：宮池明・太田晃司・横井雄一・八尾俊宏・丸里雄二・鍵田美智子 中西吉日出・酒井孝江・内藤智司（議員9名）
	視察目的：議会制度改革に伴う先進市の取り組みについて研究する。 交通手段：自動車1台（レンタカー）で移動 レンタカー会社：近鉄レンタリース株式会社 経路：奈良市役所発→（第二阪奈～阪神高速～近畿道）堺市役所 堺市役所→（阪神高速～名神高速）大津市役所 大津市役所→（名神高速～阪神高速～第二京阪～京奈和自動車道）奈良市役所 交通費：レンタカー代（10,776円） ガソリン代（177km×20円=3,540円） （奈良市役所～堺市役所～大津市役所） 高速道通行料（6,730円） 手土産代：2,802円（@1,401円×2個） 経費：10,776+3,540+6,730+2,802=23,848円 一人あたりの経費：（端数処理として2,649円/8人+2,656円（内藤）

調査の概要	堺市役所：政務活動費において外部監査の導入について透明性を研究し今後の検討課題とすることができた。 大津市議会：監査委員における議員枠の是非について、また、議会事務局の役割、ペーパーレス化等今後の議会改革の課題に対し研究できた。
-------	--

2649円×2人分
= 5,298円

議会制度検討専門部会 行政視察

日 時 : 平成30年7月30日(月)

視察場所 : 9時30分～ 堺市議会 14時～ 大津市議会

移動手段 : 議会制度検討専門部会委員(レンタカー)
議会事務局職員(公用車) 梶、児林、秋田、岡本、中川

行 程

8:20 奈良市役所議会事務局 出発

・車移動 約50分 総距離43km ETC 1,650円

9:30 堺市議会 (視察約1時間30分)

・政務活動費の外部チェック体制について

11:00 堺市議会 出発

・車移動 約1時間15分 総距離79km ETC 2,790円
・昼食(場所、時間未定)

14:00 大津市議会 (視察約2時間)

・議会改革全般について

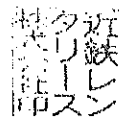
16:00 大津市議会 出発

・車移動 約1時間 総距離55km ETC 2,290円

17:00 奈良市議会事務局 到着・解散



(貸渡人)

近鉄レンタリース株式会社
大阪府大阪市天王寺区上本町9-4-17

--	--

レンタル予定表番号

予約番号

Y9396519(1)

レンタル番号(U)

6N801431

レンタル番号 201807240162(4)

発行年月日 2018年07月30日

レンタカー精算書兼領収書

(取次)

取次先	CD	カナ	999C0013	トクノレンタカーコード	999	請求											
	ご名称	得乗りレンタ会員用コード(999C0013) 様															
借受人(運転者)	部署名	リテール営業本部リテール営業部リテールセンター															
	ご住所	東京都港区芝3-22-8															
	ご連絡先	TEL 0120-989-094 FAX															
	カナ	シナトコウイチ															
	ご氏名	シナトコウイチ 様															
	ご住所																
	ご連絡先																
	生年月日																
	番号																
	条件																
免許証情報	種類	大型	中型	準中型	普通	大特	太自	普自	小特	原付	大	中	普	大特	け	引	
	取得日						有効期限										
副運転者	シナトコウイチ																
利用目的						利用人数	10					行き先					

貸渡車両	車種	ハイエース					車両クラス	WB-AT				
	登録番号	奈良 300わ2523										
	装備	ETC 禁煙 ナビ ABS										
	料金クラス	WB					車両条件メモ					
	指定オプション	ETC 禁煙 ナビ										
	帰着メーター	4,842KM					事故	なし		燃料	満タン	
	出発メーター	4,657KM					走行距離	185KM				
	交換車両											
	交換日時											

レンタル期間	2018年07月30日08時00分 ~ 2018年07月30日18時00分 (到着便:) (出発便:)				
利用期間	00日10時間				
配車先	配車日時	2018年07月30日07時40分			
	名称				
	住所				
引取日時					
店舗	店舗名	出発店 近鉄奈良駅東口		帰着店 近鉄奈良駅東口	
	カウンター	近鉄奈良駅東口店		近鉄奈良駅東口店	
	TEL	0742-24-5701		0742-24-5701	

キャンペーン名					
特典	得乗りレンタエコカープラン(本部請求有999C0013)				
備考	禁煙車・ETC・ナビ				

マイレージ情報

区分		通常マイル	
番号		ボーナスマイル	
氏名		マイル合計	

領収証

様

領収金額

10,776 円

請求金額

0 円

年 月 日

正に領収いたしました(明細は、レンタル料金計算表中の帰着時精算額どおりとなっております。)

収入印紙

担当者印

終了店	近鉄奈良駅東口	カウンター	近鉄奈良駅東口店
住所	奈良県奈良市市筋町1-1		
担当者		TEL	0742-24-5701



<http://www.nara-royal.co.jp>
奈良ロイヤルホテル ショップ
奈良県奈良市法華寺町254-1
TEL 0742-34-1131 (ホテル代表)
ご来店誠にありがとうございます。
またのお越しをお待ちしております。

店舗：ショップ
2018年07月30日 07:26 No.60-604112
テーブルNo. 0001 ご利用人数 1名様
担当 824

	単価	数量	金額
春鹿バーム			内
	1,401	2	¥2,802

小計(2点)	¥2,802
合計	¥2,802
(消費税 8%)	(¥206)

現金 ¥2,802

お預り	¥3,002
釣 銭	¥200

7月30日実施 堺市議会・大津市議会政務調査事業経費報告

経費分担議員： 宮池・太田副委員長・横井議員・八尾議員・九里議員・内藤議員・鍵田議員・中西議員・酒井議員

出発地： 奈良市役所 帰着地： 奈良市役所

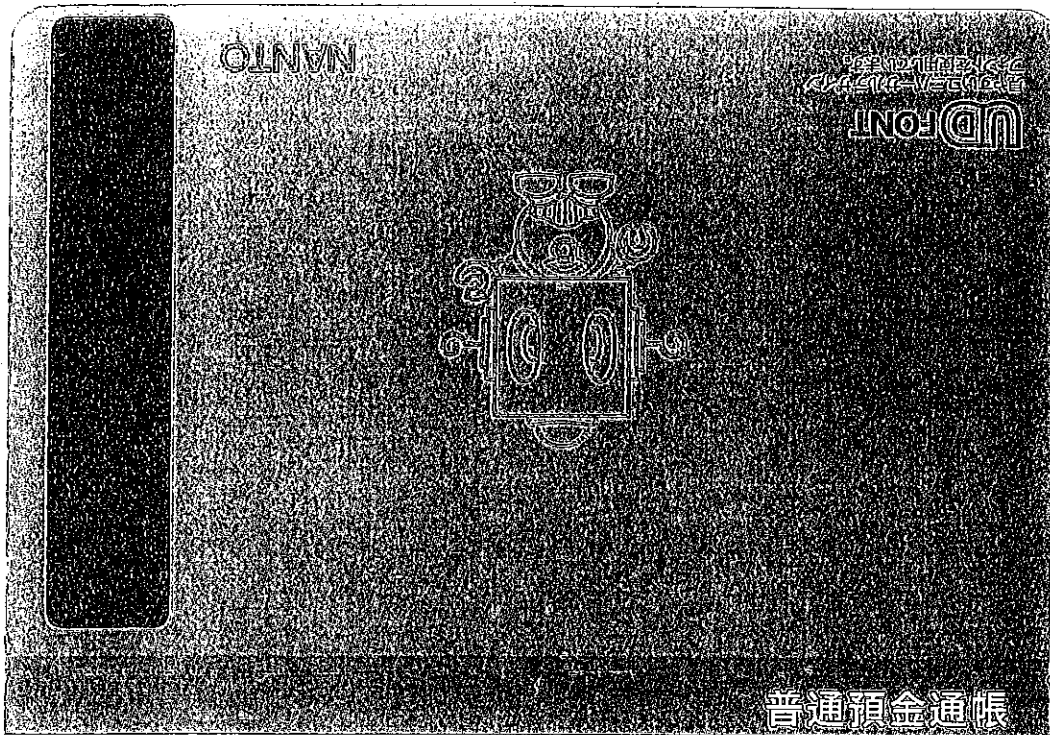
政務調査地調査項目：

堺市議会 「政務活動費検査員について」

大津市議会「監査委員の議員枠廃止及び議会事務局の体制強化について」

経路：

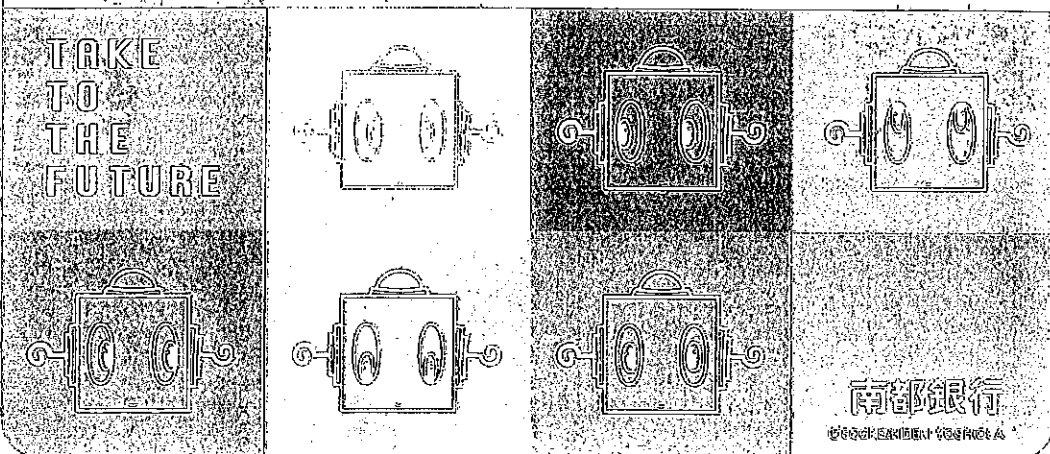
- ①奈良市役所出発 ～ 一般道 ～ 第二阪奈有料道路小瀬入口(820 円) ～ 阪神高速東大阪入口 ～ 東大阪第二(300 円) ～ 近畿道東大阪 JCT ～ 松原 IC 出口(530 円) ～ 一般道 ～ 堺市役所
- ②堺市役所 ～ 一般道 ～ 阪神高速堺入口 ～ 豊中南北料金所(1040 円) ～ 名神高速道路豊中 ～ 大津出口(1750 円) ～ 一般道 ～ 大津市役所
- ③大津市役所 ～ 一般道 ～ 名神高速道路大津入口 ～ 京都南料金所(580 円) ～ 阪神高速城南宮南料金所(310 円) ～ 第二京阪巨椋池料金所(680 円) ～ 城陽 JCT ～ 京奈和自動車田辺北 ～ 精華下粕料金所(620 円) ～ 木津料金所(100 円) ～ 一般道 ～ 奈良市役所



宮池 明 様

31年02月08日 新通帳へ繰越

店番 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]



年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	残高
1 30-09-25	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2 30-09-26	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3 30-09-27	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4 30-09-27	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5 30-09-27	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6 30-09-27	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7 30-09-27	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8 30-09-28	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9 30-10-01	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10 30-10-01	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11 30-10-02	クレジット	100,529	イオンクレジット	[REDACTED]
12 30-10-09	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

会派名	委員氏名	堺市議会	大津市議会
自民党	太田 晃司	○	○
	横井 雄一	○	○
	八尾 俊宏	○	○
公明党	宮池 明	○	○
	九里 雄二	○	○
改革新政会	内藤 智司	○	○
	鍵田 美智子	○	○
日本共産党	白川 健太郎	欠席	車で出席
	井上 昌弘	欠席	車で出席
新風政和会	中西 吉日出	○	○
無所属	酒井 孝江	○	○

本

○

○

平成30年7月30日
奈良市議会 行政視察

政務活動費検査員について

堺市議会事務局

1 本市議会政務活動費の概要

(1) 政務活動費の交付について

○ 交付額

議員1人当たり月額300,000円(年間3,600,000円)

○ 交付日

各四半期の最初の月(4・7・10・1月)の10日

○ 交付方法

以下のいずれかの方法から選択

- ① 会派に交付する方法
- ② 議員に交付する方法
- ③ 会派及び議員に交付する方法

1 本市議会政務活動費の概要

(2)書類の提出

○ 提出時期

- ・四半期ごとに議長による確認のための提出

〔4～6月分 7月末日まで〕

〔7～9月分 10月末日まで〕

〔10～12月分 1月末日まで〕

- ・年度の収支報告書等の提出(前年度4～3月分)
5月10日まで

○ 提出書類

- ・収支報告書
- ・事業実施報告書
- ・会計帳簿
- ・領収書等貼付用紙及び添付する証拠書類の写し
- ・支払証明書の写し
- ・備品台帳の写し
- ・その他挙証資料

3

1 本市議会政務活動費の概要

(3)残余额の返還

○ 返還義務

年度において交付を受けた政務活動費の総額から、政務活動費を充てることができる経費として支出した総額を控除して残余の額がある場合は、当該額を返還しなければならない。

○ 交付及び返還実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
交付額	183,300,000	183,300,000	171,720,000	166,500,000	167,100,000
返還額	1,718,695	14,587,454	35,819,066	30,224,769	30,436,860
返還率	0.94%	7.96%	20.86%	18.15%	18.21%

4

1 本市議会政務活動費の概要

(4) 収支報告書等の閲覧・公開

○ 閲覧期間

収支報告書の提出期限(5月10日)から起算して60日を経過する日(7月8日)から当該提出期限の日から起算して3年を経過する日まで

○ 閲覧場所

- ・市役所市政情報センター(紙資料)
- ・堺市議会ホームページ(電子データ)

○ 公開書類

会派及び議員から提出された書類について、個人情報等の非公開情報をマスキングしたもの。

5

2 政務活動費検査員の導入経緯

(1) 本市議会議員による不適切支出の発覚

○ 兵庫県議会での政務活動費の不適切な支出

⇒ このことをきっかけに、報道機関が一斉に政務活動費の書類を調べ始めた。(全ての書類をコピーしていったところもあり。)

○ 本市議会議員による不適切支出に関する報道

平成26年8月末から、連日新聞、テレビで報道される。

- ・コピー機がない店の領収書に「コピー代」の記載
 - ・「切手代」の領収書に消費税の記載
 - ・百貨店の食料品売場の領収書に「地図購入」「コピー用紙代」の記載
- ⇒ 領収書但書きへの不適切な書き込み
- ・ゴルフコンペの賞品として買った自転車代を計上

6

2 政務活動費検査員の導入経緯

(2) 当該議員の対応

○ 記者会見の開催

○ 当該議員の所属する会派による独自調査の実施

⇒ 平成23年度から25年度までの総領収書枚数862枚のうち、453枚分について、政務活動に資するとは明確に説明し難い。

○ 受領した政務活動費(政務調査費)の返還を表明

⇒ この度の指摘を受け、市民の信用を失墜させたことを重く受け止め、平成23年度から25年度の交付額(1,050万円)の返還の旨を表明

⇒ 当該議員の件について報道がなされるたびに、市民等から苦情の電話。多い日には1日に数十件の電話対応

2 政務活動費検査員の導入経緯

(3) 本市議会等の対応

【平成26年9月12日】

議長及び議会運営委員会正副委員長による、当該議員に対するヒアリング調査を実施(3年間分全件について)

【平成26年9月19日】

議会運営委員会において議運委員長から調査結果報告

・当該議員が政務活動に使用したものと考えていた409枚のうち、特に疑義はないと考えられる分は126枚のみ、と報告

⇒ 平成26年9月19日付けで、当該議員より議員辞職願提出(9月30日開催の本会議において許可。)

2 政務活動費検査員の導入経緯

(4) 政務活動費改善のための検討

- 運用指針の厳格な適用と実施
 - ・四半期ごとの書類提出の徹底
 - ・領収書への具体的品名の記載の徹底 等
- 運用指針等の規定の見直しや添付資料の追加
 - ・支出に係る内容説明事項の詳細化・明確化、添付資料の追加
 - ⇒ 会計帳簿の提出義務化、各種契約書類の提出
 - 広報チラシ等印刷物について成果物の提出義務化 等
- 調査体制の強化
 - ・内部審査体制の強化
 - ⇒ 職員OBなどの配置
 - ・外部審査体制の整備
 - ⇒ 外部有識者による第三者委員(検査員)の設置

9

3 政務活動費検査員について

(1) 堺市議会政務活動費検査員に関する要綱

- 検査員の選任等について(第3条、第4条)
 - ・学識経験を有する者のうちから議長が選任
 - ・2名以内
 - ⇒ 現在は、弁護士1名及び大学教員1名
 - ・選任期間は2年。ただし再任は妨げない。
 - ⇒ 平成27年7月1日任期開始で、現在2人とも2期目。
- 職務(第2条)
 - ・検査を行い、その結果を議長に報告(⇒メイン)
 - ・議員等並びに議会事務局からの随時の相談対応、適切な指導、助言
 - ・条例その他の関連規定の解釈、あり方等について意見
 - ・議長の求めに応じ、適正な運用に関する事項

3 政務活動費検査員について

(1) 堺市議会政務活動費検査員に関する要綱

○ 検査方法等について(第5条第1項)

- ・収支報告書等、議員が提出する書類につき、議会事務局が確認を行った後に検査を行う。
- ・必要に応じて議員等から事情を聴取することができる。

○ 検査日程(第5条第2項)

- ・4月～6月分: 9月中に実施
- ・7月～9月分: 12月中に実施
- ・10月～12月分: 3月中に実施
- ・1月～3月分: 6月中に実施

⇒ 四半期ごとに検査を実施。1回2時間、四半期ごとに2回ずつ。

11

3 政務活動費検査員について

(2) 謝礼について

○ 要綱第2条第1項に規定する検査

1回につき20,000円(1回2時間程度を予定)

○ 要綱第2項第2項に規定する相談等

5,000円/30分

⇒ 相談業務だけではなく、議員と検査員との意見交換もこの枠で実施

○ 平成30年度当初予算:500,000円

・検査:320,000円(@20,000円×2人×2回×4回)

・相談等:180,000円(@10,000円×2人×9回)

⇒ 相談…四半期ごとに1回ずつ、1時間を想定

意見交換…四半期ごとに1回ずつ、1時間を想定

議会四役との意見交換を1回 1時間を想定

【参考】平成29年度決算:340,000円

謝礼の業務は
議会事務局?
議員?

12

3 政務活動費検査員について

(3) 検査の流れ

第1四半期(4～6月)分を例に

- ① 7月末日まで
 - ・議員等からの書類の提出
- ② 8月中(議員から提出のあったものから適宜)
 - ・議会事務局職員による書類の確認
- ③ 9月中
 - ・検査のための準備
 - ・検査員による検査
- ④ 10月上旬
 - ・検査結果報告書(案)の作成
 - ・議長はじめ議会四役への報告書(案)の説明
 - ・全議員に報告書の送付

ご清聴ありがとうございました。

政務活動費の運用指針

(平成20年4月1日施行)

平成20年9月1日 一部改正

平成22年3月25日 //

平成25年3月1日 //

平成26年4月1日 //

平成27年5月1日 //

平成28年5月1日 //

平成29年4月1日 //

平成30年4月1日 //

平成30年4月
堺市議会

大津市議会 視察項目

1 監査委員の議員粹廃止について

2 議会事務局の体制強化について

質問事項

○議会議案・条例修正案・予算修正案などの法制面、財政面でのチェックは事務局のみで作成、チェックを行っているのか、執行部に事務レベルでチェックしていただいているのか。

①議会提案⇒会議条例の一部改正など議会運営委員会等提出議案については、議会運営委員会であらかじめ協議決定された意向を受けて、議会局職員が修正案を作成し、議会運営委員会においてその内容を説明して了解をいただき、議会運営委員会提出議案として提出する。(原則執行部のチェックはなし)

②条例修正案⇒議員が作成された修正案について、議会局職員がチェックを行うとともに、確認のため執行部の総務課法規係職員にも確認を依頼する。

③予算修正案⇒議員が作成された修正案について、議会局職員がチェックを行うとともに、財政担当職員に確認をお願いする。

※企業会計予算に係る修正案については、専門性が高いことから提出しようとする議員から内容を聞き取り、企業局職員のアドバイスを受けながら議会局において作成している。

○事務局の法制強化について

大津市議会が議会改革の柱の一つとしている政策立案について、平成19年度に設置された防災・防犯対策特別委員会において平成20年度に「(仮称)防災対策推進条例」の制定を目指すことを決定され、先進地の視察や自主防災組織、執行部との意見交換などを重ねた結果、平成22年3月定例会において提案、可決された。

条例策定にあたっては、総務課法規係に確認しながら約2年の期間を要した。

このことを踏まえ、議会の政策立案機能を強化するため、平成23年度に政策検討会議を立ち上げ、議事係に総務課法規係を経験した法制担当職員を配置した。

また、平成25年度には議会事務局を2課4係制とし、議会総務課に政策法制係を設け体制の強化を図った。以後、法規係経験職員が人事異動で議会局へ転入するなどより一層の強化を図っている。

なお、総務課法規係が利用している法令データ検索システムのライセンスを使用できるように予算を確保して、研鑽に努めている。

○会議録・委員会記録の作成時、反訳原稿の確認をするときに、2人目は資料との照合とのことだが、実際に音声を聞かないのか、また、3人体制で行うとのことだが、この3人は全て別の人間が行っているのか

①本会議の議事録⇒本会議の開催日ごとに議事係を中心に議事調査課の課長、課長補佐も含めた6人体制で1人目が音声を確認。2人目が会議録すべてに目を通しながら資料を確認（場合によっては音声を聞くこともある）。委託業者による校正後、3人目が全体に目を通して最終確認を行う。開催日ごとにすべて別の職員が確認している。

②委員会の議事録⇒委員会の正担当書記が音声を確認。副担当書記が資料を中心に再確認（音声を確認することもある）。委託業者による校正後、議事係職員が特に執行部説明後の質疑等の部分を再確認する。委員会ごとにそれぞれ別の職員が確認している。

○図書室の連携についての事務局の関わり方（担当業務など）

議会図書室の充実については、平成26年度の議会改革テーマに掲げ、国会図書館関西館の塚田課長と龍谷大学土山教授を講師にお招きして議会図書室に対する見識を深めるため、議員研修会を開催。先進地への視察を経て、議会運営委員会において協議。平成27年度に必要な予算を確保するとともに、事務局職員が現有図書の再確認、書架の更新などを検討して案を作成し、議会運営委員会において確認後、図書や書架等を購入して図書室の整備を図った。さらに事務局職員が中心に龍谷大学と協議を進め、議会運営委員会です承をいただいたあと、平成28年4月から龍谷大学図書館（深草、瀬田、大宮）の約210万冊の蔵書の利用及び議員からの文献に関するレファレンスサービスが利用できることとなった。以後、図書の購入等については、例年40万円程度の予算を確保し、議員から要望のある図書の購入や時事通信社のiJampを利用している。

龍谷大学図書館との連携については、全議員が図書館利用カードを所有しており、各議員が例えば一般質問の参考にするために大学図書館のレファレンスサービスを利用される場合、よりスムーズなレファレンスを受けていただくため、事務局職員があらかじめ議員からその内容を開き取り、大学図書館に事前連絡している。

○傍聴規則等の改正により、受付簿への記載を求めなくなったと聞いているが、傍聴人の把握はどのようにしているのか。また、受付簿への住所・氏名・年齢などの記載を求めなくなって何か不都合が生じているのか

傍聴人数の把握については、原則として明確な把握は困難であるが、傍聴に来られた方には傍聴のしおりや議案の一覧、一般質問の議員名や項目、議会だより、アンケートをセットして配布しているのでその残数によって一定の人数の把握は可能である。

市民に開かれた議会、傍聴していただきやすい環境を整えるため、平成23年度に検討し、平成24年度から傍聴受付簿を廃止したが、特に不都合は生じていない。

○大津市議会会議条例、大津市議会会議規程で規定されている内容は、本市の議会運営に関する申し合わせで定めている内容も含まれているが、条例・規程という形をとることで一般に公開することができるのはメリットだとは思いますが、柔軟な対応ができにくくなるのではないかと思います。条例・規程に改正したことで何か不都合は生じていないか。

市民に開かれたわかりやすい市議会を目指し、会議規則の全面的な見直し、条例・規程への再構築にあわせて、これまで申し合わせ等で市民に公開していなかったものについても会議規程に規定することで市民にわかりやすいものにした。規程に書き込むにあたっては、その項目について検討したうえで規程として整備したものであり、特に不都合は生じていない。

なお、見直しが必要であれば、申し合わせであっても規程であっても議会運営委員会においての協議が必要であり、手続きについて大きな差異はない。

○政策検討会議等、多くの会議が行われていると思うが、事務局職員はそのすべてに入室しているのか。また、会議の記録などの作成は誰が行っているのか。

少なくともそれぞれの会議の正担当と副担当の2名が会議に出席している。

なお、会議の記録については、委員会室の音響設備でUSBに録音し、業者にデータを送信して反訳、反訳後のデータを確認する形で会議録を作成している。

○資料などはタブレット端末を活用して議員に送付したりしていると思うが、紙ベースで資料を送ることはないのか。

議長に対して執行部から報告等があった資料については、議長の判断により全議員のタブレット端末に一斉送信するとともに、その旨を全議員の携帯メールにお知らせしている。紙ベースの資料については、送付していないが、議員個人で保有されているパソコンからサイボウズにアクセスすれば紙に打ち出すことが可能であるので、必要があれば、それぞれの議員で対応されている。

○事務局が行う業務改善のスキームについて、誰が中心となって、いつのタイミングで、どのようにして、改善を挙げ、実行しているのか。

議会局の業務改善については、基本的には係長が中心となって係内で協議をして課長に提案を上げる。大きな業務改善であれば、局長、次長も含めて局内で意思統一を図り、実現に移していく。

なお、タイミングとしては予算を伴うものであれば、翌年度の予算要求時期まで、予算を伴わないものについては、随時対応としている。

○広報手段について

- ① 市議会ホームページ ② FaceBook ③ YouTube を利用する

質問

- 1 目的・理由
- 2 背景・経緯
- 3 メリット
- 4 課題
- 5 効果

- ① ② ③ のコンテンツの作成・情報発信に係る

質問

- 1 経費・事務量
- 2 更新頻度等掲載に関する基準の設定・根拠

- ① ② ③ のコンテンツの公開に関して

質問

- 1 著作権の管理
- 2 2次利用の考え方

①市議会ホームページは、インターネット環境の普及に伴い、幅広い情報発信のために平成13年5月に開設。広報紙などでは、情報量に制約があるが、ホームページはインターネット環境があればいつでも誰でも情報を得ることが可能であり、また多くの情報を掲載することが可能であることから、議会情報のプラットフォームとしての役割を果たしている。一方で、情報量が多くなりすぎると必要とする情報を検索することが困難になることが課題であり、情報の整理が重要である。ホームページにかかる経費については、執行部のシステムであるため、議会では予算化していない。ホームページの更新は、常時行っており議事に関する情報については即時性を重視し、可能な限り事実発生日に更新をするよう心がけている。

②SNS は情報の即時性、拡散性の観点から有効な広報ツールであるとして、議会局 Facebook を平成27年4月に開設。近年のスマートフォンやタブレットの利用者増加に伴い、SNS の利用者も増加していることから、身近な情報としてこれまで議会の情報が届きにくかった層へのアプローチとしての効果を期待している。また、議会局としての開設であるため、職員目線での投稿が可能であり、堅苦しくならない投稿内容とすることで、若い世代などに関心を持ってもらうことを目指している。課題としては、Facebook にはコメント機能があることから、例えば誹謗中傷や個人情報を含むコメントなどがきたときに、常時監視していないため、対応をどうするのかという部分が課題であると捉えている。(現状は、担当が削除することを想定している。) Facebook は登録をすれば無料で利用できる

ため経費は特段かかっていない。継続的にフォローしてもらうため、厳密に基準は設けていないが、投稿頻度は高めにしている（月平均 本投稿）。また、通常会議の動き以外のこと（視察の受け入れや、議長公務、議会改革関連など）も積極的に投稿し、議会局職員が作成した動画も投稿するなど、大津市議会を身近に感じてもらえるよう工夫している。動画などのコンテンツや著作権についての考え方は運用方針に記載のとおり。

③議会ミッションロードマップ策定にあたっての会派からの提案の中に「YouTube チャンネルの開設」があり、検討の結果ミッションロードマップには加えなかったが、広報広聴委員会で議論することとなり、平成 29 年 4 月に大津市議会 YouTube チャンネルを開設に至ったものである。投稿内容はケーブルテレビ局が制作するニュース映像や、議会だよりで使用した AR 用の動画、声の議会だよりの音声データなど。動画での情報発信は視覚に訴えることができ、気軽に手軽に議会情報にふれることのできるツールであるため、新たな広報媒体として活用している。YouTube は登録をすれば無料で利用できるため経費は特段かかっていない。課題は Facebook と同様。コンテンツや著作権に対する考え方は YouTube 運用方針のとおり。

<参考>

○YouTube に投稿している動画にかかる費用

（YouTube のために新たに発生する費用はない）

・AR 動画にかかる経費は宮川印刷に支払っているコンテンツ管理料（常時 3 コンテンツ利用のプラン）が 10,500 円/月（税別）→年間 126,000 円（税別）である。動画作成自体は局職員がタブレットで作成するか、ZTV のニュース映像制作の委託契約の中で対応してもらっている。

・ZTV とのニュース映像作成委託契約は年間 388,800 円

・声の議会だよりは、滋賀県立視覚障害者センターへ委託しているテープ及び CD の作成と希望者への配送業務による音源を YouTube にもアップしているもので委託契約料は、年間で 150,100 円（負担行為額）※実績払いなので少し減ります。

○市議会ホームページの情報公開のページの調査資料の中に「大津市議会の広報戦略」という資料が入っているので（去年ベースなので少し古いですが）、詳しくお知りになりたい方がおられる場合はご案内いただいてもいいかと思います。

堺市議会政務調査概要 平成30年7月30日

ヒアリングメモ

堺市議会政務調査テーマ 「政務活動費検査員について」

参考 堺市議会政務活動費の適正支出に向けた取り組み

政務活動費とは何ですか

・政務活動費とは、下記の活動に要する経費の一部として、議会の会派または議員に対し交付されるものです。
会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動。なお、平成24年の地方自治法改正により、平成25年3月1日から「政務調査費」が「政務活動費」になりました。

堺市議会では、政務活動費の支出について、どのような取り扱いになっているのですか？

・堺市議会では、政務活動費（当時は政務調査費）の使途にかかる透明性を確保するため、堺市議会政務活動費の交付に関する条例を定めるほか、「政務調査費の運用指針」（現在は「政務活動費の運用指針」）を策定し、平成20年4月から施行しています。

【運用指針の主な内容】

収支報告書に、すべて（1円以上）の支出の領収書を添付

領収書等は、だれでも3年間市政情報センターで閲覧可能。また、平成28年度交付分からは、堺市議会ホームページ上にも公開

政務活動費を充てることができる経費の範囲に加え、充ててはいけない経費を規定

5月10日までに前年度の収支報告書等を議長に提出し、議長は速やかにその写しを市長に送付

残余の額があれば、市長に返還

これらにより、本市議会では、議員自らがその指針に定められた使途基準の考え方に基づき、適正な運用に努めてきました。

全国で政務活動費の不適正な支出が問題となっていますが、堺市議会としてどのような対応を行ったのですか？

・本市議会においても複数の議員の政務活動費の支出について住民監査請求が提起され、一部議員に対しては政務活動費の返還を伴う厳しい結果が出されました。そのため堺市議会として、下記の対応を行いました。

議長から全議員に、政務活動費の適正な運用の徹底、また領収書等の内容の再点検を指示

弁護士や学識経験者を政務活動費検査員に選任し書類審査するなど、チェック体制の強化

政務活動費の支出に係る内容や実態をより詳細に明らかにするため、「政務活動費の運用指針」を改正

これまでに何度か「政務活動費の運用指針」の改正を行っていますが、どのような内容ですか。

・政務活動費の使途の透明性を確保し、より一層適正な運用を行うため、適宜運用指針の見直しを行っています。なお、これまでの主な改正点は、以下のとおりです。

○平成27年5月の改正内容

(1)運用指針の厳格な運用について

使途や内容、按分率の根拠など、提出書類への記載事項の詳細化及び四半期ごとに当該書類を提出し、議長による確認を受ける。

(2)政務活動費の支出内容の明確化について

雇用契約書又はそれに代わる書類の写し、賃貸借契約書又はそれに代わる書類の写し、並びに会計帳簿の提出を義務化する。

(3)調査体制の強化について

政務活動費の事務局チェック体制を強化するとともに、弁護士や学識経験者を政務活動費検査員に選任し、会派・議員から提出される書類の検査を実施する。

○平成28年4月の改正内容

(1)広報チラシやピラ等の印刷・ポスティングについて

領収書のほか、見積書・納品書（完了報告書）・請求書を保管し、それらの写しを提出する。

(2)生計を一にする者等への支出について

議員と生計を一にする親族及び生計を一にしている者への支出を禁止する。

(3)必要書類の保管・提出について

補助職員を雇用する場合は、労働基準法第109条に基づく書類（労働者名簿、賃金台帳など）を整理・保管し、また、補助職員の出勤簿等の写しを提出する。

携帯電話代については、領収書と利用明細書を保管し、その写しを提出する。

交通機関などのプリペイドカードについては、利用履歴を保管し、その写しを提出する。

(4)物品購入について

1件15万円以上の物品購入については、見積もり合わせをする。

(5)その他

領収書の但し書きについては、具体的な品名（内容）が記載されていなければならない。

○平成29年4月の改正内容

(1)旅費について

堺市職員の旅費規程の準用による、定額旅費及び日当の充当を認めないこととし、実費の充当のみ認める。

(2)自家用自動車の維持管理費について

政務活動を行う中で消耗性を有するものののみ使用実態に応じて充当を認める。

(3)備品の購入について

1品目30万円以上のものには、政務活動費を充当できない。

物品購入の見積もり合わせをする金額を1件15万円以上から10万円以上に変更する。

購入金額10万円以上30万円未満の備品は、会計処理上の手続（減価償却）を行うとともに、備品台帳を整理し、その写しを提出する。

(4)インターネット公開について

平成28年度交付分から政務活動費に係る領収書等を堺市議会ホームページ上において公開する。

議員の広報チラシの印刷やポスティングが実際はされていなかったと聞きましたが？

・ある議員の政務活動費及び政務調査費の使途をめぐって、平成27年9月に住民監査請求がなされ、監査委員の勧告に基づき市長から政務活動費等の返還請求が行われました。

特に議会報告チラシ及びポスティング費用については、実際には作成・配布されていなかったとして、新聞やテレビでも大きく報道されました。この件について堺市議会は、一連の事件の全容を明らかにするために地方自治法第100条に基づく調査特別委員会（100条委員会）を同年12月に設置し、関係者の証人尋問を行うなど全容の解明に努めてきました。当委員会による1年半に及ぶ調査によって、監査結果によって指摘された不適切な支出内容だけでなく、その管理及び事務処理においても、極めて不適切な実態があったことが明らかになりました。詳しくは、当委員会の調査報告書を参照

今後について、どのように考えているのですか？

・今後とも、政務活動費の適正な使用に向けて検討を行うとともに、議会力の向上に資するための、政務活動費のより積極的な活用等についても協議し、市民の皆様を示していきたいと思っております。

ヒアリング

① 弁護士や学識経験者を政務活動費検査員に選任し書類審査するなど、チェック体制の強化について
検査員の指摘について、議員に対する規範性をどこまで持たせているのか？

最終的には議員の判断による。強制はできない現実がある。個々の適正性の判断になってしまう。

- ② 財務会計上の公金である補助金のチェックを、また公金で行うことについて批判はないのか
そのような意見もいただいている。しかし、透明性を高める取り組みが議会全体で求められる環境にあった。
- ③ 堺市議会の政務活動費について、これまで市の監査事務局で監査を受けていないのか？
受けていない。
- ④ 四半期ごとの政務活動費すべて、検査員が点検するのか 事務局として、調復、形式審査・清算が忙しいのではない
事務局もサポートしている。
- ⑤ 財務会計上の公金である補助金のチェックをなぜ、検査員導入なのか 監査事務局ではないのか
きっちりと議会改革に動いているという有効性があるのではない。
- ⑥ 議会議員の議員活動の自由と規律との兼ね合いはどのようにとらえているか
議員の資質の問題ではないか。
- ⑦ 厳格な運営というが、きめ細かな経理事務規定が必要ではないか
具体的にはない？
- ⑧ 財務会計上のチェックと政務活動の実態や執行上のチェック
細かくチェックしたいところ。しかし、現実的に難しいところもある。
- ⑨ 相談業務はどの程度受けているか
現在のところない。
- ⑩ 議会事務局の形式的チェックと検査員とのウェイト
議会事務局の負担が大きい。

その他ヒアリング

議員。会派。併用で支給

携帯の利用明細書

2人で担当

客観的な観点でチェック

事務局の事前チェック

広報誌の取り扱いの規定について、難しい範囲。議長がどこまで規律できるのか

最終は議員の判断

検査員の意見は公表はしない。開示請求があればその限りでない

公認会計士では、広い議員活動を見ることには適していない

事務局が講師になって運用指針

議会費で予算化

意見交換は過去に事例があるが今はない

説明責任と公開性

検査員の権限は、一つの意見との位置づけ

HPに公開してから閲覧数について、ばらつきがあり、思っていたより増えていないと感じている

所感/まとめ

議会費で、第3者機関を設けて支出のチェックを行うことについては、如何なものかと感じた。

また、チェックを受けたことの実効性は、最終的に議員の資質に頼るところが大きいので低いと感じた。

それよりも、執行の規定を常に見直しする中で執行部の監査にきちんとチェックされた方が良いのではないかなと思う。

情報公開を高める方がより透明性や執行の適正性が高まるのではないかな。

今後、奈良市議会での議会改革の一環で、執行部の監査委員とよく意見交換を行いたい。その中で、支出のチェックについてもよく意見を交換し、今後の監査活動に役立てていただくことも視野に入れていきたい。

より一層、市民への説明責任と支出の透明性を高めたいと考える。

大津市議会政務調査概要 平成30年7月30日

ヒアリングメモ

政務調査テーマ 大津市議会「監査委員の議員枠廃止及び議会事務局の体制強化について」

大津市議会のコンセプト

- ・議会による政策立案・市民に開かれた議会を目指す
- ・改革先行型の取り組みをめざした 議会基本条例
- ・議会版の4年任期のミッションロードマップを作成

1. 議選監査のあり方について

- ・議員から議論が起こったのか 議員からの反対はなかったか
議選監査における議員研修会を行うことで理解を求めた。
- ・議会3役であることからやりたい人がいるのでは
内心はわからない。
- ・議選監査の情報を共有するとあるが、監査基準で守秘義務があるのではないか。
自覚できていない議員さんもあるような感じがある。
- ・内部統制の考え方
市長側に立つことなので、二元代表制の考え方と競合しうることもかもしれない。
- ・その他
議選監査委員経験者にアンケートを実施。また、意見交換会も行う
大津市は、識見監査委員2人、議選監査委員2人の陣容
監査委員から見た議選監査の見方は、市民感覚があるのでありがたいとの声もある。
議選の監査は独立性と専門性では課題を残す。
これまで、代表者会議を複数回開催。協議の結果、議選監査委員を置かないことをきめた。
しかし、議会としても監査機能を果たすため情報共有が課題も残す。
議選監査を置かない代わり識見の監査委員の選任が必要となる。市長との意思の疎通が必要。
- ・議会事務局の体制整備（庶務から事務に法改正がされている）
政策法務 立法法務 議員が事務局に仕事をさせているのか、また、事務局が仕事を議員にさせているのか。そのプロセスがどのようになっているのか。
条例の議会提案についても、ベースに政策がある。それなりの問題の発見から課題の整理、課題解消に向けた取り組み 議会制民主主義のジレンマを乗り越えるプロセスはどのようになっているのか
ペーパーレス化を実施すると紙代200万円の削減と人件費の削減（重複して効果はある）
通年会議を導入。5月に招集会議 翌年の4月まで会期である。
閉会中の審査の議決はいらない いつでも委員会が開けられるメリットがある。
補正予算の考えが変わった。いつでも議会で審査できる体制が整った。

所感/まとめ

議会改革は、議員の資質改革であることが確認できた。一度議会改革を決定し、改革項目を推進するにしても後戻りしないところが見受けられた。奈良市議会は、後戻りした4年間がある。
議会事務局と議会が同じ歩調で進まなければ改革もできない。議員だけ推進しても、事務やサポートを行う議会事務局が理解しなければならないだろう。議員と事務局は両輪であることを自覚できた。
議選の監査についても、議員の特権意識がある議員さんにとっては欲しいポストだろう。報酬や議会3役の一類のステータス。しかし、監査の知識が問われる。議会質問と監査の違いがわからない議員さんが大津市議会にもおられ

るような感じが受け止められた。守秘義務についても課題で、監査の役回りの時は、議会質問を抑えるなど対策が必要考える。独立性と守秘義務の立証である。

また、あくまで、議選の監査といえ、市長の執行責任と透明性を高めるガバナンスの取り組みの一つが内部監査であると。内部統制は制度。内部監査は機関であることから、そこに議選の監査が入ることの妥当性をしっかり議論する価値はあるのではないかと感じた。

これから、奈良市でも内部統制と内部監査の充実が課題になる。その時に議選の監査が課題とならないためにも、議会改革のなかでしっかり議論していきたい。

(様式1)

領収書等貼付用紙

項	目	調査研究費
整	理	番 号
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり	
事業名、用途及び内容等		
調査の概要		

調査研究・研修報告書

科 目	調査研究
整 理 番 号	2

報告日：平成30年11月1日

報告者

氏 名	宮池 明	伊藤 剛
氏 名	印	印
氏 名	印	印

下記の通り報告致します。

項 目	内 容							
視察年月日	平成30年10月23日 ～ 平成30年10月23日							
・ 事業名 ・ 視察先 ・ 面談者 ・ 宿泊先	奈良県中央・高田こども家庭相談センター政務調査事業 奈良県中央こども家庭相談センター及び高田こども家庭相談センター 中央こども家庭相談センター 倉西道明所長 堀賀子次長 永岡正徳課長補佐 高田こども家庭相談センター 廣田明美所長 後藤百合子次長							
調査の概要 ・ 目 的 ・ 内 容	奈良市として、児童相談所設置に向けて計画を進めている。このことから県内の児童虐待対応における支援体制の中に組み込まれることから奈良県中央及び高田こども家庭相談センターの現状を調査研究し、本市の事業計画に対し慎重審議できるよう調査研究事業を企画した。私(宮池)が所管する厚生消防委員長として各委員に呼びかけ調査研究事業を実施し、先ず中央こども家庭相談センターへ視察。次に高田こども家庭相談センターの調査を行った。両センターとも所長と次長が対応されお話を伺った。 ポイントとして、センター内部の留意点として①専門職の確保と持続性②24時間対応の体制維持に係る負担③長期間勤務による精神的負担等④市の財政負担の継続性。各機関との連携として①県の児童相談体制との連携の緻密化②警察署との連携③民間支援機関との連携④周辺地域の理解等があげられ、施設については①できる限り開かれた施設による児童の精神的負担の軽減②セキュリティの強化③自傷自殺対策の強化などがあげられる。今後は、執行部とこの辺りをしっかり議論し課題の課題の解消に努めるよう求めなければならない。							
添付資料	・ レンタカー借上げ領収書/ガソリン給油領収書/講師名刺/写真/視察資料等							
費用の内訳	宿 泊 費	交 通 費 (支払い証明)	資料購入代	ガソリン代	有料道路代	レンタカー代	お土産代	合 計
				966		15,660	5,076	21,702



貸渡料金精算明細書 (兼 ご請求書) Rental Agreement

お客様控

貸渡人

株式会社トヨタレンタリース奈良

JR奈良駅前店
奈良市杉ヶ町31

RA610R
発行年月日: 平成 30年10月23日
貸渡N○: 0123686

電話番号0742-22-0100

借 名 称 奈良市議会議員 宮池 明 様
受 住 所 奈良県奈良市東九条町1154-5
人

<お貸しする車両>

貸渡車両 ヴォクシー(-1706) 燃料 ガソリン
登録N○奈良 500わ5518

料金クラス W2-K 車両クラス W2-K

<ご利用内容>

	予 定 貸 渡	貸 渡	メーター(Km)
着	10月23日19時00分	10月23日17時07分	51,840
発	10月23日 9時00分	10月23日 9時00分	51,776
利用分	0日10時間00分	0日 8時間07分	64

料金種別 一般料金 料金割引率 0%

添 付 品 安心Wプラン 1

項 目	予定料金	精算料金
基 本 料 金	15,120	15,120
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小 計	15,120	15,120
免 責 補 償 料	✓ 1,080	✓ 1,080
特 別 装 備 料	0	0
添 付 品 料 金	540	540
ワンウェイ料金	0	0
燃 料 代		0
引 取 配 車 料	0	0
	0	0
ご 利 用 額	16,740	16,740
リース無償代車		0
N O C		0
免 責 実 費 料		0
お 支 払 額	16,740	16,740
内 消 費 税	1,240	1,240
予 約 金	0	0
船 乗 車 券	0	0
当 日 預 り 金	16,740	16,740
現金		
預 り 金 合 計	16,740	16,740
マイル・ポイント利用	0	0
ご 請 求 金 額	0	0

乗車人数 0名
返却営業店舗 JR奈良駅前 0742-22-0100 返却府県 県内

運転者氏名 宮 池 明 様

この支払内額	

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111 無料

<http://rent.toyota.co.jp>

領 収 書

奈良市議会議員 宮池 明 様

Receipt

領収書N○ 0016378
平成 30年10月23日

領 収 金 額 16,740 円
(内消費税 1,240 円)

現金・小切手 16,740 円
クレジット 0 円
交通系IC 0 円

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、極者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

収入印紙

営業店舗 JR奈良駅前
住 所 奈良市杉ヶ町31
電話番号 0742-22-0100

株式会社トヨタレンタリース奈良

本社 奈良市杉ヶ町31番地

極者印

Hertz

Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.

(様式1)

領収書等貼付用紙

科 目	調査研究
整 理 番 号	

領収書等の証拠書類の貼付欄

EneJet

領収書

(株)奈良自動車学校商事部
マスオ商事 新大宮給油所
奈良県奈良市大宮町2-4-33
TEL:0742-36-0077

2018/10/23(火)16:56

現金フリー 様

4-560926-00018 034351 0000

売上 現金 手

レギュラー

020000 ¥966

6.23L @155.0 L-3 N-7

小計 ¥966

(内消費税等 ¥71)

合計 ¥966

お預かり ¥2000 お釣 ¥1034

※上記にて領収書とさせていただきます

No.6193 担当:0001 新大宮

POS番号01

2018/10/23 釣銭伝票No.5617

おつり引換券

2018/10/23(火)16:56

金銭金庫 ¥1,034

おつり精算機で払い戻して下さい。

2018/10/23 釣銭番号 5617

2805617010347



N.atsuhiro

Pâtisserie

奈良市三条大路5丁目1-25

TEL:0742-33-3369

2018年10月20日(土) 13:31:25

No.17313

バターケーキ(10分)

単価 ¥2,350- 2点 ¥4,700

小計(品数 2品) ¥4,700

消費税対象 ¥4,700

消費税額 ¥376

合計 ¥5,076

お預かり ¥10,000

お釣り ¥4,924

前回までの累計ポイント 23

今回獲得ポイント 23

現在ポイント 46

扱:0034

0101-545615

 奈良県中央子ども家庭相談センター

次長 堀 賀 子



〒630-8306 奈良市紀寺町833
電話 0742-26-3788
FAX 0742-26-5651
E-mail: hori-yoshiko@office.pref.nara.lg.jp

奈良県
中央子ども家庭相談センター



KURANISHI MICHIAKI
所長 倉 西 道 明

〒630-8306
奈良市紀寺町833
TEL: 0742(26)3788
FAX: 0742(26)5651
女性相談課 TEL: 0742(22)4083

 奈良県福祉医療部子ども・女性局
子ども家庭課

課長補佐 永 岡 正 徳

〒630-8601
奈良市登大路町30番地
TEL 0742-22-1101(内線2871)
FAX 0742-27-8107
E-mail kodomo@office.pref.nara.lg.jp
nagaoka-masanori@office.pref.nara.lg.jp



 奈良県高田子ども家庭相談センター

所長 廣 田 明 美

〒635-0095 大和高田市大中17-6
TEL 0745-22-6079
FAX 0745-23-5527

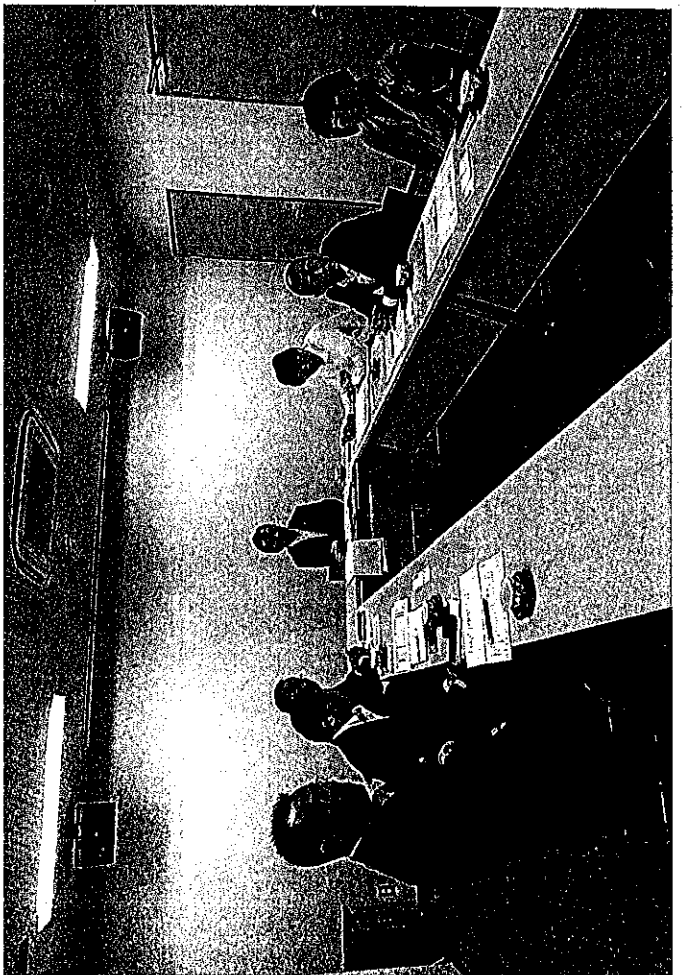


 奈良県高田子ども家庭相談センター

次長 後 藤 百 合 子

〒635-0095 大和高田市大中17-6
TEL 0745-22-6079
FAX 0745-23-5527





奈 市 議 第 5 8 3 号

平成30年10月16日

奈良県会議長

川 口 正 志 様

奈良市会議長

東久保 耕 也

行政視察について（依頼）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび本市議会議員が行政視察のため、下記のとおり訪問させていただきたく存じますので、御多忙中のところ誠に恐縮でございますが、よろしく御配慮賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 日 時 平成30年10月23日（火）

10:00～11:30 中央こども家庭相談センター

13:30～15:00 高田こども家庭相談センター

2 人 員 別紙 奈良市議会視察者名簿のとおり

3 調査事項 別紙 奈良県中央・高田こども家庭相談センター政務調査項目のとおり

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

担当：奈良市議会事務局議会総務課 佐々木

電話：0742-34-4790

FAX：0742-35-3022

奈良県中央・高田子ども家庭相談センター政務調査項目

- ① 奈良県の児童虐待対応や保護等の体制(中央と高田の機能の違いと連携等)と態勢について
- ② 援助機能としてソーシャルワークの現状(民間活動団体等との連携等)
- ③ 奈良県の視点から、県内市町村(県内自治体)との連携について
- ④ 警察や保健所等(行政組織や機関)の連携
- ⑤ 予算(経費)の内訳

奈良市議会視察者名簿(10月23日 中央こども家庭相談センター)

写 真	氏 名	会派	備考
	白 川 健 太 郎	日本共産党奈良市会議員団	
	太 田 晃 ショウ	自 民 党 奈 良 市 議 会	
	宮 池 明 アキラ	公明党奈良市議会議員団	厚生消防委員長
	柿 本 元 気	改 革 新 政 会	
	酒 井 肇 江	無 所 属	
	八 尾 俊 宏	自 民 党 奈 良 市 議 会	
	伊 藤 剛	公明党奈良市議会議員団	

奈良市議会視察者名簿(10月23日 高田こども家庭相談センター)

写真	氏名	会派	備考
	山田 哲史	改革新政会	厚生消防副委員長
	山本 直子	日本共産党奈良市会議員団	
	白川 健太郎	日本共産党奈良市会議員団	
	宮 池 明	公明党奈良市議会議員団	厚生消防委員長
	楠本 元 気	改革新政会	
	酒井 孝江	無 所 属	
	伊 藤 副	公明党奈良市議会議員団	

平成30年度版

奈良県こども家庭相談センター
業務のあらまし

奈良県中央こども家庭相談センター

奈良県高田こども家庭相談センター

はじめに

こども家庭相談センター(児童相談所、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター)の業務推進につきましては、日頃から関係団体・機関を始め、多くの皆様に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の子どもと家庭や、女性をめぐる状況は、児童虐待や配偶者からの暴力(DV)、さらには貧困の問題など、複雑さとともに多様性が増しています。このような中、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号。以下「改正法」)が平成28年6月に公布され、昨年4月に完全施行されました。この改正法には、①児童福祉法の理念の明確化等、②児童虐待の発生予防、③児童虐待発生時の迅速・的確な対応、④被虐待児童への自立支援の大きな4つの柱があり、特に児童福祉法の理念規定は昭和22年の制定以来、初めて見直されました。その明確化された理念は「児童が権利の主体であること」「児童の最善の利益が優先されること」であり、常に尊重すべき原理とされています。

また、平成29年度の改正法により、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導や家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、児童等の保護についての司法関与が強化されました。

本県の平成29年度児童相談総受付件数は、5,279件で前年度比3.0%増となりました。児童虐待相談対応件数は、前年度から14件増加し、1,481件と依然として高い水準にあります。また、配偶者等からの暴力(DV)相談については前年度比21.3%減の905件で、相談件数は減少しておりますが、その相談内容は、厳しく、深刻さが増しています。

本県におきましても、子どもの健やかな育ちを支援するために、『経済的困難及び生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画』と、『奈良県家庭的養護推進計画』を策定し、関係者の皆様とともに、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策を更に強化し、改正法の理念の具現化と計画の達成に向けて、一歩ずつ進めたいと考えています。また、本年3月には、配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援の方向性を定めた「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」を策定しました。

子どもたちの権利を守り、女性の自立に向けた支援を行うために、県内各市町村の児童相談や女性相談の関係部署及び民間団体等との連携・協働を強めたいと考えています。また、里親制度の推進や児童福祉施設入所児童への援助など、社会的養護の充実を図っていききたいと思います。

この「業務のあらまし」は県内2か所のこども家庭相談センターの平成29年度の業務実績をまとめたものです。関係者の皆様にご高覧いただき、本県の児童・女性福祉の推進に広くご活用いただければ幸いです。

平成30年8月

奈良県中央こども家庭相談センター所長	倉西 道明
奈良県高田こども家庭相談センター所長	廣田 明美

奈良県中央・高田子ども家庭相談センター政務調査概要

平成30年10月23日

ヒアリングメモ

10.23奈良県中央・高田子ども家庭相談センター政務調査項目

- ① 奈良県の児童虐待対応や保護等の体制(中央と高田の機能の違いと連携等)と態勢について
- ② 援助機能としてソーシャルワークの現状(民間活動団体等との連携等)
- ③ 奈良県の視点から、県内市町村(県内自治体)との連携について
- ④ 警察や保健所等(行政組織や機関)の連携

- ・中央は女性の虐待対応も含まれている違いがある。
- ・子どもの一時保護は兄弟ともに保護している。
- ・一時保護施設に入所できないときは社協に委託している。
- ・児童福祉司、児童心理士と協力体制を構築 親を指導する担当は児童心理士
- ・奈良県では、民間団体との連携は構築できている
- ・相談所で、教育と保健との連携がとれて横断的支援が構築できる。しかし、連携の取り方が課題となる
- ・庁内で協議会づくり、縦割りの壁が起らないようにする。
- ・奈良市の場合、開設に向けた移行業務を丁寧に進めぬかりの無いように努める必要がある
- ・現在、保健所との連携はない。警察との連携は、警察の内部情報を児相に渡っても、事例が軽減することは考えにくい
- ・奈良県と京都府では、里親が進んでいない
- ・高田が中央との違いは、県全体で年間100人受け入れるが、50人は中央へ。他の施設へは50人送致する。内30人は職権保護
- ・介入と支援は同じ職員が行う
- ・警察との連携は多い。 事件地主義で各署との連携を重視
- ・児童福祉司一人40件程度がガイドラインで定められているが高田は50件以上となる
- ・虐待の親支援はまだまだの感がある。システムの親支援が課題となる

1. 施設について

①現施設のコンセプトとメリット・デメリット

男女分離を高める。安全性と居住性を大事にしたコンセプト

②今後の施設の在り方(児童福祉法に規定された児童の権利、「新しい社会的養育ビジョン」や「一時保護ガイドライン」に基づく一時保護所の在り方等)

- ・面積的な問題があるが、低層階がよい。4か月程度の生活になるため外に出られるよう空間づくりが大事である
- ・子どもが安心して居住できるスペースが必要
- ・プライバシーに配慮した防音性と静寂性

2. 児童相談所・一時保護所業務について

①児童相談所・一時保護所運営のポリシーと現状及び今後の課題

(児童虐待対応、子どもの権利擁護、一時保護所における保護児童の処遇等)

- ・子どもの権利養護との関連でポリシーとして、大きさより個人のプライバシー保護を高める部屋が必要
- ・長期間の保護施設の二次被害防止で、教育的養護が必要
- ・年々増えるカルテの保管、倉庫のスペース及び情報管理が課題

②社会的養育推進の取り組み

(里親制度の普及啓発、一時保護委託や里親委託の推進等)

・県としてもこれから検討を始める

3. 組織・人員体制と人材育成・確保について

①現在組織・人員体制のポリシー

(職員の年齢区分・男女別の配置、人事異動等)

- ・経験年数10年の職員がいる。係員は3年以内の移動が課題。プロパー化も課題がある。
- ・ケースワーカー(児童福祉司)をきちんと配置することが重要

②現状及び国の示す専門職配置等、今後の課題

(児童福祉司の増員、専門職員の担保等)

- ・行政職は、定期異動が課題になる。プロパー化になると児童福祉司は何十年と働くこととなる。ワークライフバランスを考えてあげないといけない。

③児童相談所・一時保護所職員として求められること

- ・研修体制をきちんと整える。予算の確保
- ・24時間365日の態勢なので公用携帯を肌身離さず待ち受けている状況がある
- ・職員に対するケア
- ・生活保護のケースワーカーと心理職との配置転換も行える余地がある

4. 他機関との関係について

①市町村との役割分担と連携状況

- ・事例が発生した地域と住所地との市町村間の移転の事項については圏域の連携が必要

②警察、検察等との連携状況 県警本部レベルと署レベルの連携の簡易性

- ・県警本部というより各署との連携が大事となる

③民間等との連携・事業委託の状況

- ・既存の活動団体との協力、連携、シェアが課題となるので対応が必要

5. 奈良市の児童相談所について

①奈良市が児童相談所を設置するにあたり、奈良県が考えるメリット・デメリット、期待すること

(今後の児童相談所・一時保護所の在り方等)

奈良市が設置したならば、これまで子ども政策に携わった職員が職務についてもらう。

- ・多職種の人を配置する
- ・一チーム5人でケアに当たる

②設置後の奈良県と奈良市の関係と課題(業務分担、連携、引き継ぎ等)

いきなり業務を引き継ぐのではなく、一時的なランチ機能が重要と考える。

- ・奈良県から専門職の派遣も考慮しなければならないのではないか

③奈良市職員の研修派遣の状況

- ・ケースを担当し親面接も行っている。意欲的に業務を学習している。一年間だけの研修派遣なので、もっと経験を積むことが必要。
- ・リーダー的な人材を育成しなければならない。

所感/まとめ

現在の奈良市の財政状況に関係なく、施設の造りや人材の確保は優先して行うことが前提となる。人の削減や給与の削減など行えば、人材の確保やモチベーションの維持、スキルの向上への取り組みなどできなくなる。奈良市としてはきちんとこのところを明確にしなければならないと考える。設置に向けた取り組みとして、人材の研修も引き続き及び継続的な取り組みが必要となる。ケースを引き継げばいきなり対応が必要になり、対応が出来なければ、子どもの命に係わる重要な業務になる。その覚悟を議員も持たなければならない。

職員のワークライフバランスの対応策をきちんと定める必要もあるのではないか。

しかしながら、建設候補地が旧奈良総合医療センター跡地に想定されているが、県有地のこともあり、県との協議がなかなか進んでいない現状がある。まずは、このところを解決しなければならない。

(様式1)

領収書等貼付用紙

項	目	調査研究費
整 理 番 号	3	
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり	
事業名、用途及び内容等		
調査の概要		

調査研究・研修報告書

科 目	調査研究
整 理 番 号	3

報告日：平成30年11月20日

報告者

氏 名	宮池 明	九里 雄二
氏 名	藤田 幸代	
氏 名		

下記の通り報告致します。

項 目	内 容							
視察年月日	平成30年11月15日 ～ 平成30年11月16日							
・ 事業名 ・ 視察先 ・ 面談者 ・ 宿泊先	富山市まちなか総合ケアセンター及びお迎え型病児保育事業並びに金沢市こども総合相談センター調査研究事業 視察先：富山市まちなか総合ケアセンター 富山市総曲輪4丁目4-8 視察先：金沢市こども総合相談センター 金沢市富樫3丁目10-1 面談者：富山市まちなか総合婦センター酒井敦子所長 面談者：金沢市こども総合相談センター今寺誠所長 内田雄士所長補佐等 宿泊先：アパホテル金沢駅前 金沢市広岡1-9-28							
調査の概要 ・ 目 的 ・ 内 容	奈良市は、県と連携して旧奈良県総合医療センター跡地活用まちづくり基本構想を策定しようとしている。これまで地域住民との協議の中で医療と介護を中心としたまちづくりを希望されている。このことから、富山市まちなか総合ケアセンターの在宅支援・地域医療連携・医療介護連携・地域コミュニティの醸成及び子育て支援などの先進事例を調査し、加えて奈良市は当該地において児童相談所の設置を進めていることから中核市の金沢市の児童相談所へも現地調査を実施した。 まちなか総合ケアセンターでは、まちなかに交流人口を増やすとのコンセプトで、官民連携事業で乳幼児から高齢者までを事業の範囲に見込まれている。まちなかサロン・こども発達支援室・産後ケア応援室・病児保育室・医療介護連携室・まちなか診療所といった事業で、住民の要望に応えるような参考になる事例である。金沢市の児童相談所については、開かれた一時保護所であった。施設長のリーダーシップがとても印象的であった。専門的スキルの醸成に気を配られている。また、相談者や一時保護したこどもへの配慮も、衣料の提供や運動、日常会話など重要な観点で取り組まれている様子がうかがわれた。専門職人材の確保とスキルの維持、チームの一体感が課題になると伺った。奈良市長も視察に来られたようだ。							
添付資料	JR特急乗車券領収書/近鉄特急券領収書/タクシー利用領収書/ホテル宿泊代領収書/講師名刺/写真/視察資料/お土産代領収書等 (支払い証明書62820 円)							
費用の内訳	宿泊費	交通費 (支払い証明)	資料購入代	ガソリン代	有料道路代	タクシー代	お土産代	合計
	34,800	64,350				4,340	3,456	106,946

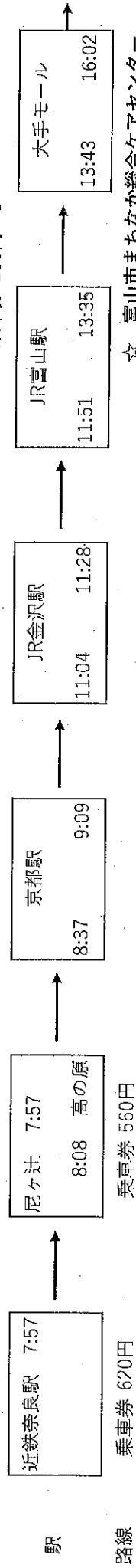
平成30年11月15・16日実施調査研究事業行程表

15日 富山市まちなか総合ケアセンター事業及びお迎え型病児保育事業について / 16日 金沢市こども総合相談センター事業について

於 富山市まちなか総合ケアセンター 富山市富山市総曲輪四丁目4番8号
金沢市こども総合相談センター 金沢市富樫3丁目10番1号

往路 11月15日

発着時刻



近鉄京都線京都行特急

特急サンダーバード9号金沢行 北陸新幹線つるぎ富山行

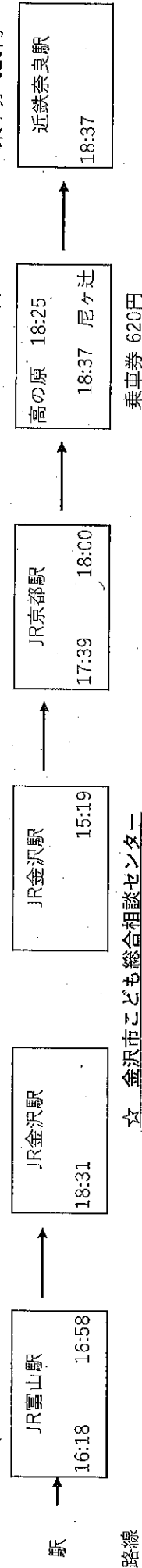
富山地方鉄道3系統環状線・富山駅行

路線

復路

11月16日

発着時刻



北陸新幹線はくたか567号・金沢行

タクシー利用

JR特急サンダーバード32号・大阪行 近鉄京都線奈良行特急

路線

2,160円 x 3

2,900円 x 3

支 払 証 明 書

項 目	調査研究費
-----	-------

(単位：円)

支払年 月 日	支 払 額	支 払 先	使 途 及 び 内 容	備 考
2018 11 15	210	奈良交通	平成30年11月15・16実施 富山まちなか総合ケアセンター・金沢市こども総合相談センター調査研究事業 宮池	南京終町バス停～近鉄奈良駅バス停
2018 11 15	620	近畿日本鉄道	平成30年11月15・16実施 富山まちなか総合ケアセンター・金沢市こども総合相談センター調査研究事業 宮池	近鉄奈良駅～京都駅
2018 11 15	620	近畿日本鉄道	平成30年11月15・16実施 富山まちなか総合ケアセンター/金沢市こども総合相談センター調査研究事業 九里	尼ヶ辻駅～京都駅
2018 11 15	560	近畿日本鉄道	平成30年11月15・16実施 富山まちなか総合ケアセンター/金沢市こども総合相談センター調査研究事業 藤田	高の原駅～京都駅
2018 11 15	25,770	J R	平成30年11月15・16実施 富山まちなか総合ケアセンター・金沢市こども総合相談センター調査研究事業 宮池・藤田・九里 @8,590	京都駅～富山駅
2018 11 15	540	富山地方電鉄	平成30年11月15・16実施 富山まちなか総合ケアセンター・金沢市こども総合相談センター調査研究事業 宮池・藤田・九里 @180	富山駅～大手モール駅
2018 11 15	540	富山地方電鉄	平成30年11月15・16実施 富山まちなか総合ケアセンター・金沢市こども総合相談センター調査研究事業 宮池・藤田・九里 @180	大手モール駅～富山駅
2018 11 15	21,720	J R	平成30年11月15・16実施 富山まちなか総合ケアセンター・金沢市こども総合相談センター調査研究事業 宮池・藤田・九里 @7,240 (富山駅～京都駅運賃5,080円+富山駅～金沢駅新幹線代2,160円)	富山駅～金沢駅
2018 11 16	8,700	J R	平成30年11月15・16実施 富山まちなか総合ケアセンター・金沢市こども総合相談センター調査研究事業 宮池・藤田・九里 @2,900 (金沢駅～京都駅特急代、運賃は富山駅～金沢駅間記載の5,080円に含まれる)	金沢駅～京都駅

支 払 証 明 書

項 目	調査研究費
-----	-------

(単位：円)

2018 11 16	620	近畿日本鉄道	平成30年11月14・15実施 富山市 まちなか総合ケアセンター/金沢市 こども総合相談センター調査研究 事業 宮池	近鉄京都駅～奈良駅
2018 11 16	620	近畿日本鉄道	平成30年11月15・16実施 富山 まちなか総合ケアセンター/金沢市こ ども総合相談センター調査研究事 業 九里	近鉄京都駅～尼ヶ辻駅
2018 11 16	560	近畿日本鉄道	平成30年11月15・16実施 富山 まちなか総合ケアセンター/金沢市こ ども総合相談センター調査研究事 業 藤田	近鉄京都駅～高の原駅
2018 11 16	1,530	近畿日本鉄道	平成30年11月15・16実施 富山 まちなか総合ケアセンター・金沢市 こども総合相談センター調査研究 事業 宮池・藤田・九里 @510	京都駅～近鉄奈良駅・高 の原駅・大和西大寺駅
2018 11 16	210	奈良交通	平成30年11月15・16実施 富山 まちなか総合ケアセンター・金沢市 こども総合相談センター調査研究 事業 宮池	JR奈良駅バス停～南京終 町バス停
	62,820			

上記のとおり相違ないことを証明します。

公明党奈良市議会議員団幹事長

宮池 明



科	目	調査研究
---	---	------

領収書等貼付用紙

(5,080 + 1,350 + 2,160 + 5,080 + 2,160 + 2,900) × 3人分

2018/11/15

領収証

領収証名 公明党奈良市議会議員団 様

領収金額 **¥34,800-**
(内消費税)

但し、ご宿泊代金として上記金額を
現金で領収しました。

APA HOTELS & RESORTS
アパホテル<金沢駅前>

〒920-0031
石川県金沢市広岡1-9-28
TEL:(076)231-8111
FAX:(076)231-8112

担当者



181115000720734-1

収入印紙

領収証

現・チ・ク・割引 No.6553

日付 '18年11月16日

車番 002160 000

基本運賃 ¥2290円

合計 ¥2290円

上記の通り領収致しました
毎度、ご乗車いただき
ありがとうございます。

石川近鉄タクシー

金沢市北安江2丁目30-26

無線配車センター

0120-21-3265

領収書

現・チ・ク・割引 No.1028

日付 2018年11月16日 11:59

車番 000110 0000

基本運賃 ¥2,050円

合計 ¥2,050円

上記の様に領収致しました
毎度、ご乗車いただき
誠に有難うございます。

お迎え料金無料の伏見台交通の
ご利用をお待ち致しております。

金沢市窪6-231-2

(有)伏見台交通

TEL 076-280-5595

領収書

Receipt 公明党奈良市議会 議員団 様

領収年月日 2018.11.11

金額 ¥56,190 (消費税等込み)

(クレジット扱い)

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(00056 18枚)

西日本旅客鉄道株式会社

平城山駅

平城山駅MK1発行 10057-02

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領収書

No.27324077

Receipt 公明党奈良市議会 議員団 様

領収年月日 2018.11.14

金額 ¥1,530-

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 乗車券等

Tickets

近畿日本鉄道株式会社

18-11-14 14:33:35 奈良273

印紙税申告納
付につき天王寺
税務署承認済

領収書

No.09015992

Receipt 公明党奈良市議会 議員団 様

領収年月日 2018.11.16

金額 ¥1,530-

(クレジット扱い)

購入商品 乗車券等

Tickets

近畿日本鉄道株式会社

18-11-16 17:47:43 京都090

印紙税申告納
付につき天王寺
税務署承認済

葉匠 **千壽庵**

押熊店

TEL. 0742-51-8080

2018年11月13日(火)No0

月の精-2号

2個 × 単1,728 ¥3,456

小計 ¥3,456

合計 ¥3,456

お預り ¥5,000

お釣り ¥1,544

=今日のご縁に心からの感謝=
またのご来店お待ちしております
4責 0629 17時23分

奈 市 議 第 5 8 5 号

平成30年10月17日

富山市議会議員

村 上 和 久 様

奈良市議会議員

東久保 耕 也



行政視察について (依頼)

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび本市議会議員が行政視察のため、下記のとおり訪問させていただきたく存じますので、御多忙中のところ誠に恐縮でございますが、よろしく御配慮賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

記

- 1 日 時 平成30年11月15日(木) 14:00～15:30
- 2 人 員 議員3名(公明党奈良市議会議員団)
 - ・宮 池 明 (みやいけ あきら)
 - ・藤 田 幸 代 (ふじた さちよ)
 - ・九 里 雄 二 (くり ゆうじ)
- 3 調査事項
 - ・富山市まちなか総合ケアセンターについて
 - ・お迎え型病児保育事業について

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

担当:奈良市議会事務局議会総務課 佐々木

電話:0742-34-4790

FAX:0742-35-3022

奈 市 議 第 5 8 6 号

平成30年10月17日

金沢市議会議員

清水 邦彦 様

奈良市議会議員

東久保 耕也



行政視察について（依頼）

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび本市議会議員が行政視察のため、下記のとおり訪問させていただきたく存じますので、御多忙中のところ誠に恐縮でございますが、よろしく御配慮賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 日 時 平成30年11月16日（金） 10:00～11:30

2 人 員 議員3名（公明党奈良市議会議員団）

- ・宮 池 明（みやいけ あきら）
- ・藤 田 幸 代（ふじた さちよ）
- ・九 里 雄 二（くり ゆうじ）

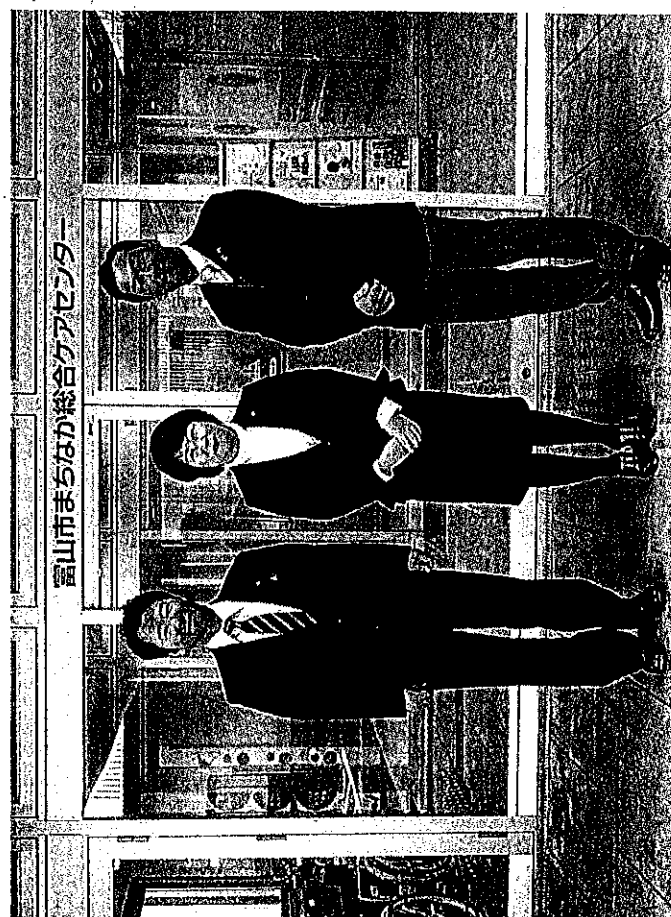
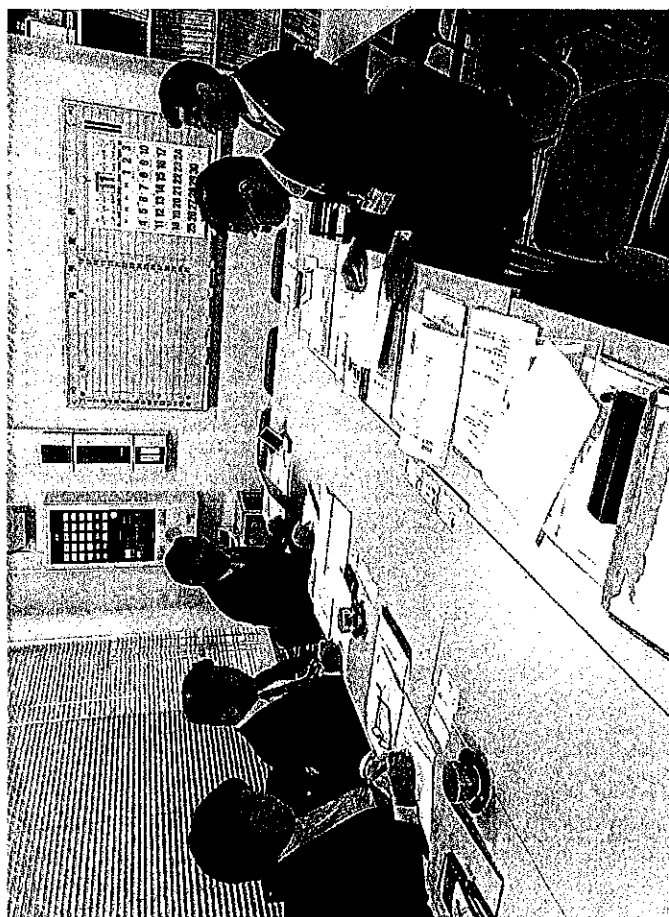
3 調査事項 こども総合相談センター（金沢市児童相談所）について

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

担当：奈良市議会事務局議会総務課 佐々木

電話：0742-34-4790

FAX：0742-35-3022





金沢市教育プラザ
総括施設長
(兼)地域教育センター所長

松 本 季 之

Matsumoto Toshiyuki

〒921-8171 金沢市富樫3丁目10番1号
電話 076-243-1045
FAX 076-243-1100
E-mail: matsumoto_t@city.kanazawa.lg.jp



富山市まちなか総合ケアセンター
Toyama City Machinaka Integrated Community Care Center

所長 酒井 敦子
Sakai Atsuko

〒930-0083 富山市総曲輪四丁目4番8号
TEL 076-461-3603 FAX 076-461-3604
E-mail sakai.atsuko@city.toyama.lg.jp
URL <https://www.machinaka-care.city.toyama.lg.jp>



金沢市教育プラザ
こども総合相談センター
(金沢市児童相談所)

所 長
社会福祉士

今 奇 誠

〒921-8171 金沢市富樫3丁目10番1号
TEL 076-243-4158
FAX 076-243-1123
E-mail: imadera@city.kanazawa.lg.jp



五感に 金沢市教育プラザ
ごちそう こども総合相談センター
かなざわ (金沢市児童相談所)

所長補佐
内田 雄士

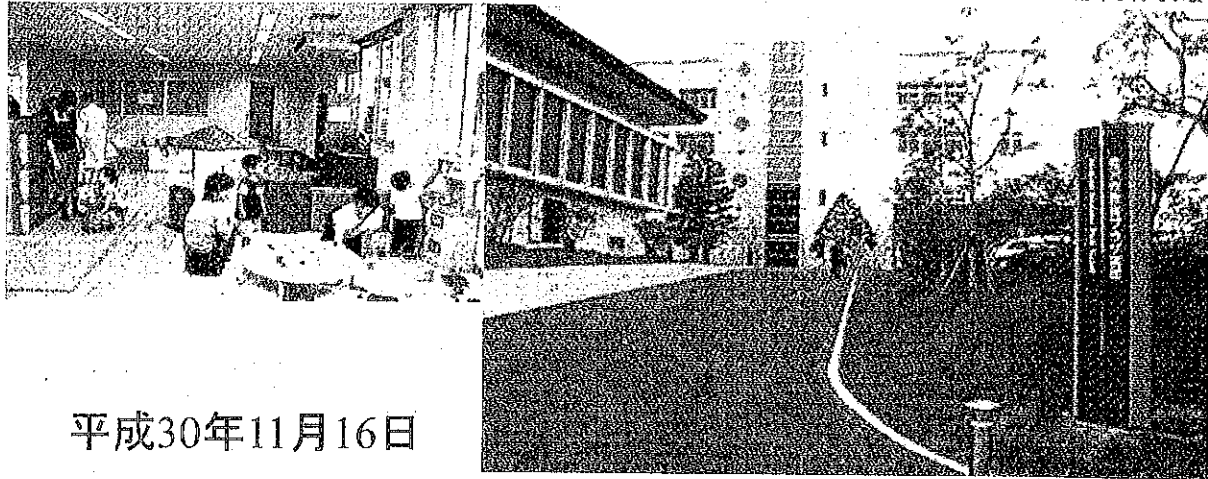
〒921-8171 金沢市富樫3丁目10番1号 (教育プラザ富樫内)
TEL 076-243-4158 FAX 076-243-1123
E-mail: uchida@city.kanazawa.lg.jp

平成30年度 視察資料

金沢市児童相談所



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。



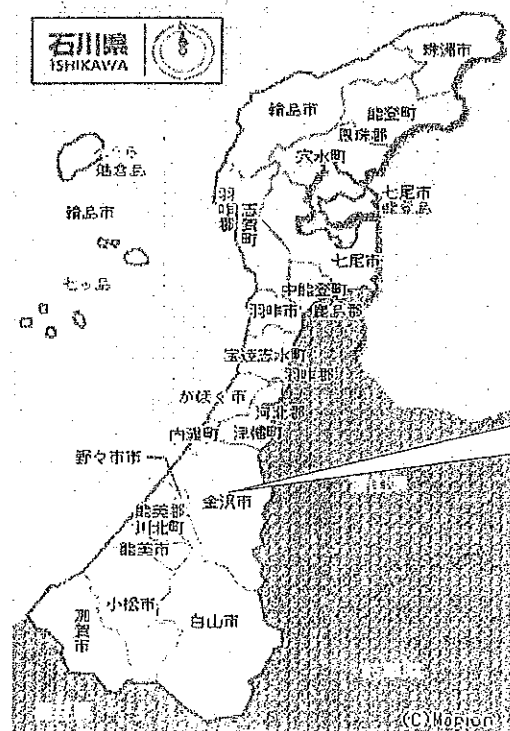
平成30年11月16日

こども総合相談センター(金沢市児童相談所)

こども総合相談センター(金沢市児童相談所)の特徴

- こども総合相談センターは要保護児童対策等、児童相談所所管課として、国の通知の受理、国庫補助金の申請・交付のほか、予算の編成・執行、議会对応など市本庁のこども政策推進課を経由することなく直接行う。
- 市町村の行う子ども家庭相談も実施
- 金沢こども見守りネットワーク(要対協)の事務局を担う。
- 児童相談所受理会議には情報共有のため、教育プラザ内の他の相談部門やこども総合相談センター所長(児相所管課長に相当)の参加もある。

県内児童相談所の管轄



児童相談所は、児童福祉法(第12条)にもとづいて設置(都道府県及び政令指定都市は必置)

平成16年12月の児童福祉法の改正により、中核市においても設置が可能となる。

石川県七尾児童相談所
管内人口20万人

羽咋市、宝達志水町、中能登町、志賀町
七尾市、穴水町、能登町、輪島市、珠洲市

金沢市児童相談所
管内人口46万人

金沢市は平成18年度から全国初の児童相談所設置市

石川県中央児童相談所
管内人口50万人

かほく市、内灘町、津幡町、野々市市、白山市
川北町、能美市、小松市、加賀市

児童相談所設置の背景

なぜ容易ではない業務を抱えてまで設置市になろうとしたか

- 1 少子化対策と児童福祉施策でできることを可能な限り実現していた中で唯一できなかったのが児童相談所の設置であった。
- ・保育所待機児童ゼロ
 - ・乳児保育や夜間保育など質量とも充実した保育所
 - ・ファミリーサポートセンターやショートステイ施設の整備
 - ・地域の子育てサロンの開催
 - ・コミュニティ主導による福祉活動展開の歴史
- 2 地方分権の実現という視点で市が権限を持つことにより市民福祉の向上につながるとの首長の強い思い

3

中核市児童相談所を設置した効果

中核市児童相談所ならではの「強み」

責任の所在 1916.24(73)

吾子胡不尔
吾子胡不尔

- ① 管轄区域が本市の行政区域に限られ、機動力に富む。
- ② 「都道府県と市区町村」「政令市と区」という二層構造関係はなく、市民に身近な相談機関として機能する。ソコで相談といふから相談する、身近な機関。
- ③ 福祉健康センター、保育所、学校などの関係部署が本市内部に にある密接な連携が図られる。
- ④ 市町村の行う「子ども家庭相談」を児童相談所において一体的に運営しており、情報の共有について漏れがない。
- ⑤ 本市独自のコミュニティにより、地域における児童の見守りなど幅広い活動が期待できる。

4

石川県から金沢市への事務移譲

平成17年に児童相談所開設準備室を設置

業務移管に当たって児童福祉司候補者3名(保育士、社会福祉士、生活保護ケースワーカー経験者)を石川県中央児童相談所に派遣
実地研修とケースの引き継ぎを行う

平成18年児童相談所開設後、2年間は所長補佐としてベテランの児童福祉司を県から派遣

5

児童相談所設置後行った施策展開

平成21年度

一時保護所の設置

平成23年度

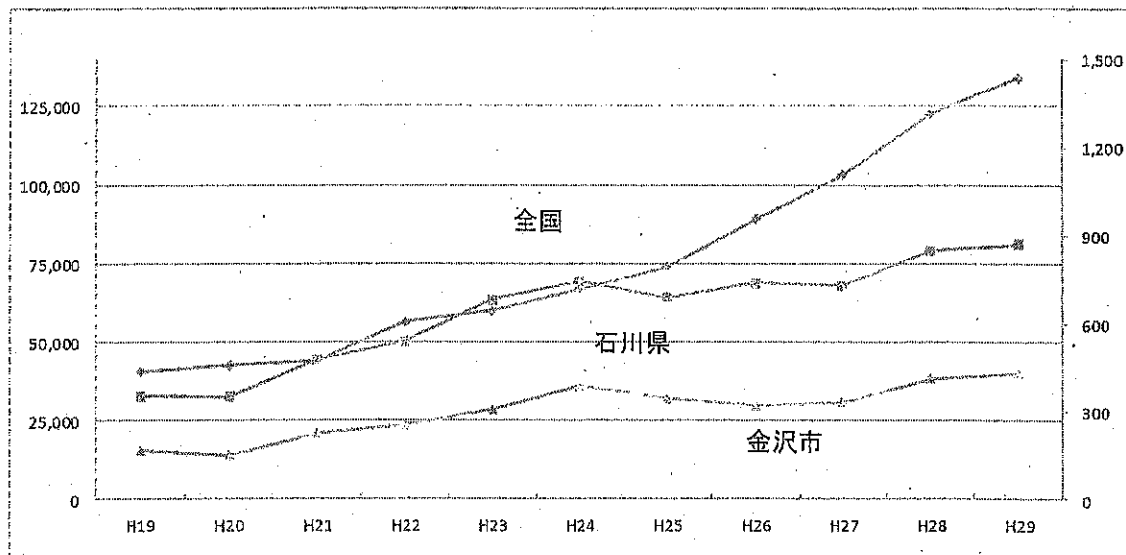
義務教育修了後から概ね20歳までを対象とする
青少年相談の実施

平成28年度

心に問題を抱える児童を対象に医学的見地の診断
やカウンセリングを通した専門指導の実施

6

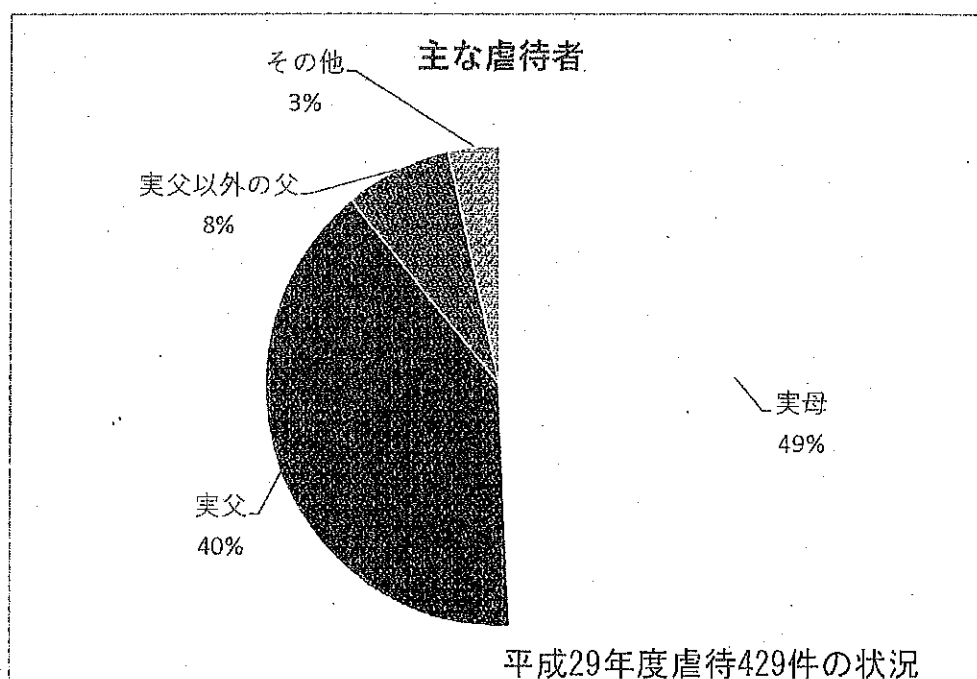
児童虐待相談対応件数の推移



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,288	122,578	133,778
石川県	352	348	476	538	681	743	688	737	728	846	867
金沢市	165	149	226	251	304	384	342	317	329	410	429

7

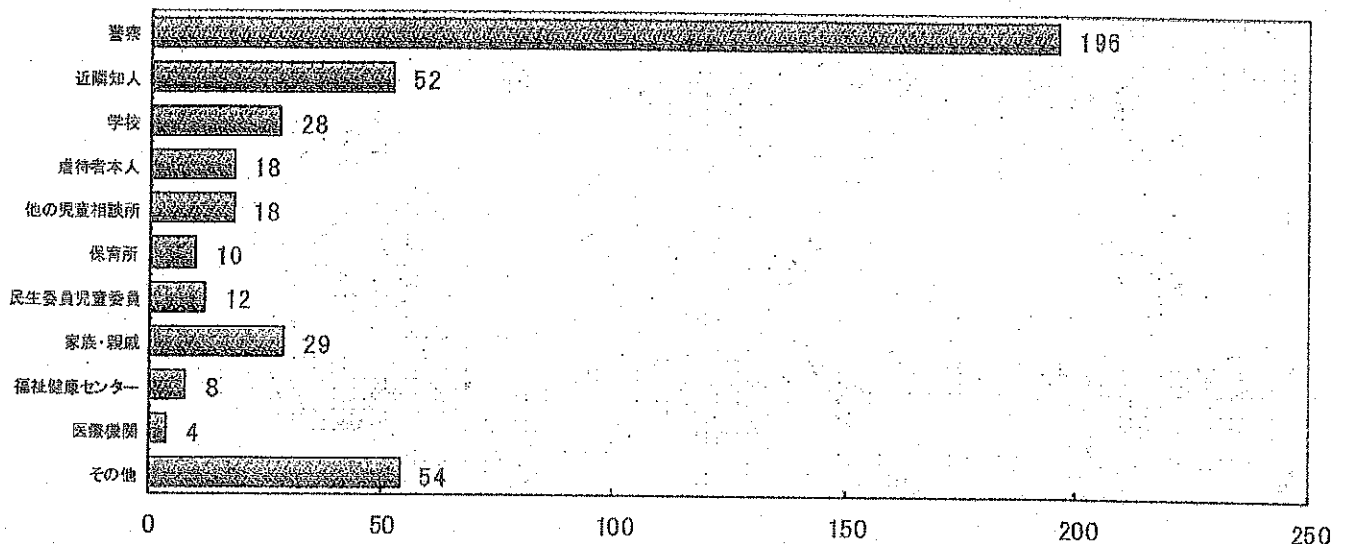
金沢市の児童虐待に関する相談状況



8

金沢市の児童虐待に関する相談状況

平成29年度児童虐待相談対応件数429件の経路



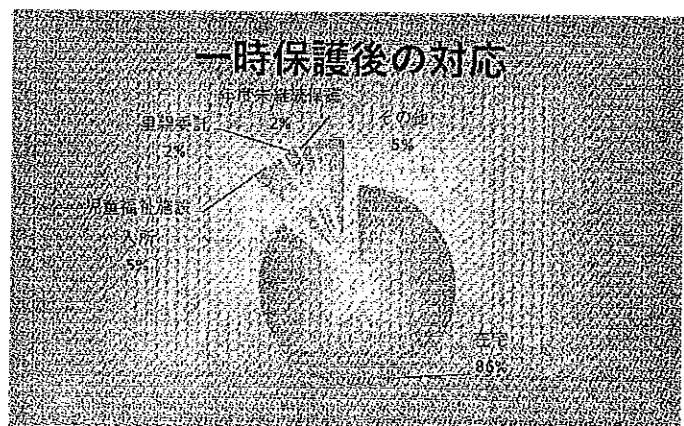
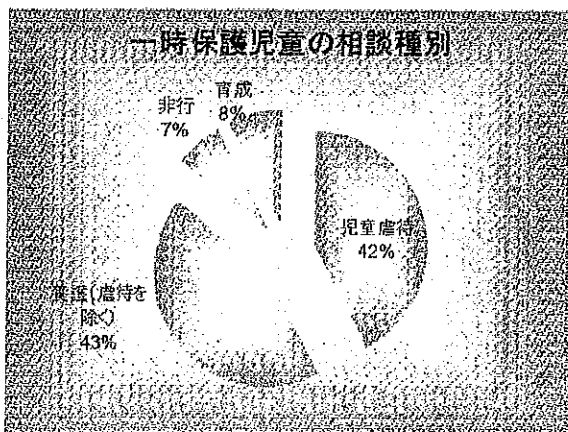
9

一時保護 の状況

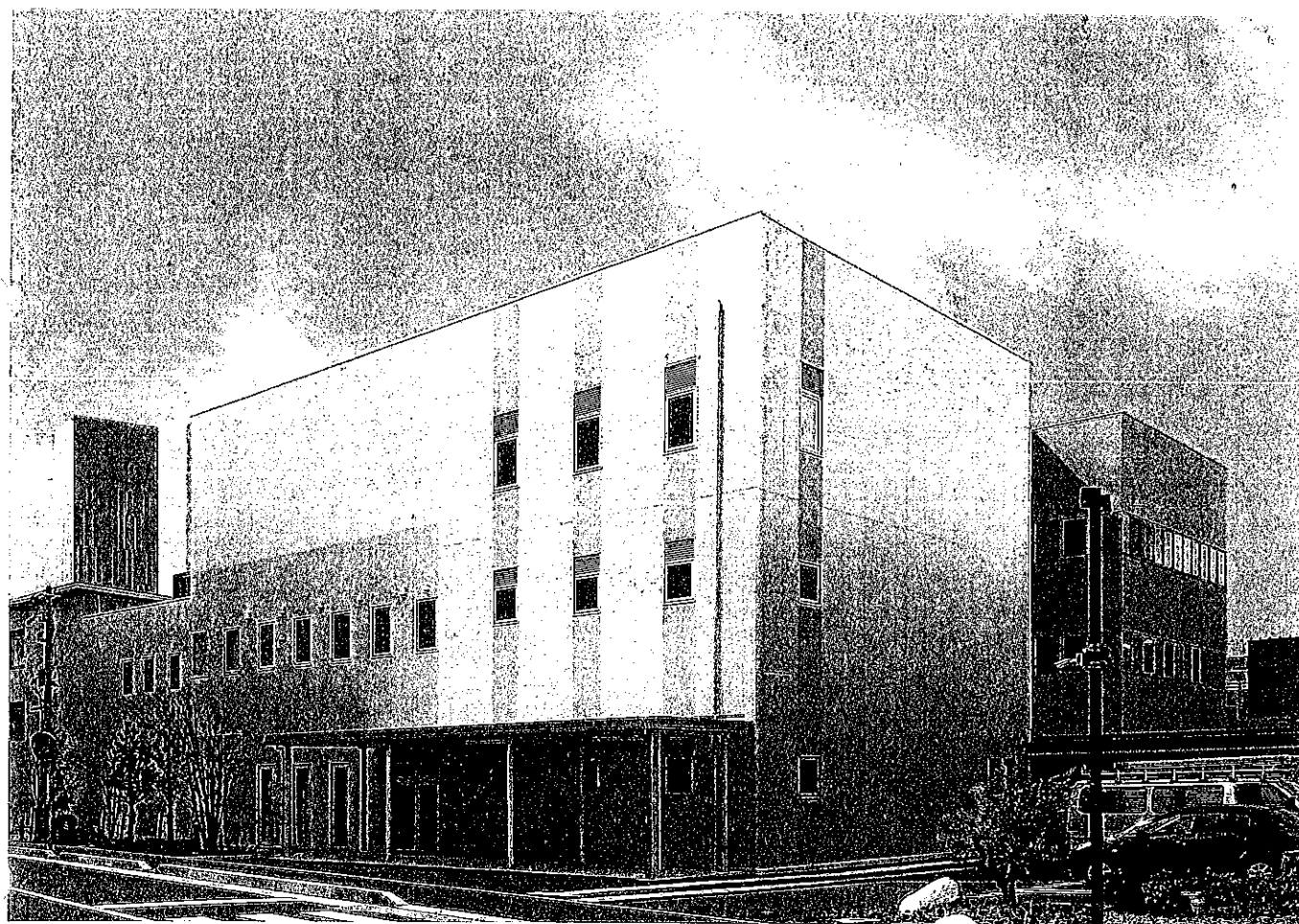
必要がある場合は、親権者の同意がなくても保護が可能

→ 一時保護所 委託の場合 乳児院、児童養護施設、医療機関、等

区分	28 年度	29 年度
一時保護所（平均保護日数）	120（14.8日）	145（13.1日）
一時保護委託	23	33
計	143	178



富山市 まちなか総合ケアセンター



こども発達支援室

地域連携室

まちなかサロン

カンファレンスルーム

医療介護連携室

まちなか診療所

病児保育室

産後ケア応援室

富山市

「医療・福祉・交流拠点」～質の高いライフスタイルの実現～

高齢化の進展とともに賑わいが薄れつつある中心市街地において、人が集い、社会的、経済的、文化的活動が活発に行われ、より活力ある地域経済社会を確立していく拠点として再生することを目指す

まちなか居住推進

- ①集客機能の強化
- ②子育て・教育・医療・福祉の機能を集積
- ③高齢者の暮らしを支える地域医療の拠点

基本理念

- ①多くの人々が集うにぎわいの拠点づくり
- ②多様な世代が快適に健康的に暮らせる拠点づくり
- ③人と人のつながりが生む豊かなコミュニティ拠点づくり

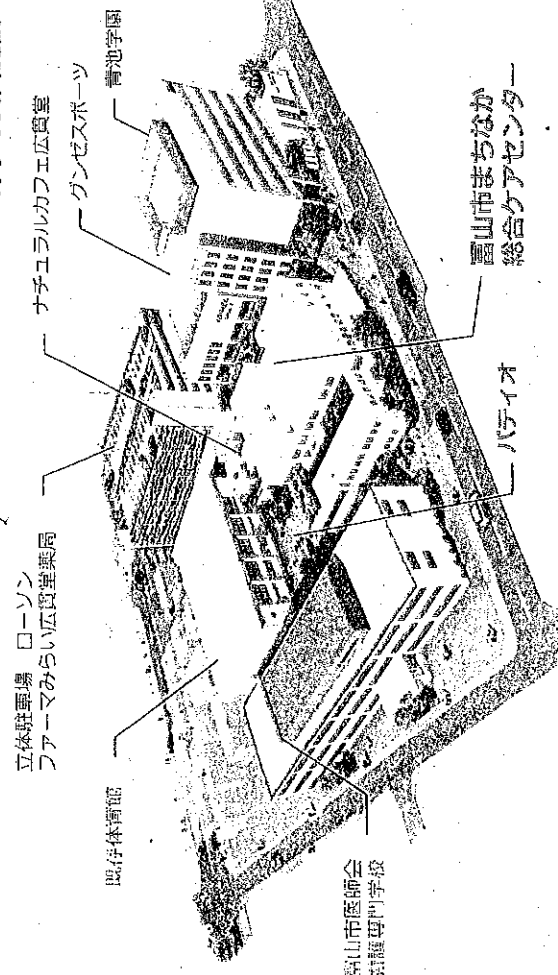
公共施設と相乗効果の期待できる民間施設の整備・運営

- ①質の高い暮らしの展開を支える多彩な商業機能集積
- ②人が集まる都心ならではの楽しみの増進

総曲輪レガートスクエア

平成29年3月26日合同竣工

赤字は公共施設
青字は民間施設



※レガートとは、結びつき、音を切らずになめらかに演義すること



総曲輪レガートスクエアの施設概要

平成30年4月1日現在

富山市まちなか総合ケアセンター

富山市まちなか総合ケアセンター

概要 富山リハビリテーション医療福祉大学校（理学療法科、作業療法科）
富山調理製菓専門学校（調理技術科、製菓技術科、調理師科）

生徒数 520人（富山リハビリテーション医療福祉大学校 320人、富山調理製菓専門学校200人）

富山調理製菓専門学校

富山調理製菓専門学校

概要 フィットネスクラブ

会員 約2,000人

富山調理製菓専門学校

富山調理製菓専門学校

概要 調和菓高の機能をプラスしたコンビニエンスストア

富山調理製菓専門学校

富山調理製菓専門学校

概要 立休駐車場 320台収容

概要 看護師の専門学校（看護学科、准看護学科）

生徒数 360人

平成29年4月開業



【延床面積】	2446.61㎡
【構 造】	鉄骨造（3階建）
【駐車場】	5 台（送 迎 用）
【整備手法】	P P P 方式
【売買契約額】	1,149,120千円
他	ゼビリティ2台、災害時用電源25h確保

各施設の詳細	
3階	産後ケア応援室 概ね産後4か月までの母子を対象に宿泊・デイケア・教室にて産後ケアを提供
2階	まちなか診療所 在宅医療のみを行う診療所 医療介護連携室 医療や介護の連携のための事業実施 病児保育室 ・病児保育事業 ・お迎え型病児保育事業
1階	こども発達支援室 ・児童発達支援 ・乳幼児の発達支援相談 まちなかサロン ・多世代にわたる市民が参加できるイベントやまちなか保健室の開催 その他 カンファレンスルーム・地域連携室

高齢化の進展が著しい中心市街地において、都市型の地域包括ケアの拠点として、乳幼児から高齢者、障害者など、地域住民が安心して健やかに生活できる健康まちづくりを推進。

【主な取り組みの内容】

子育て支援

Ⅱ 在宅医療の推進

Ⅲ 地域コミュニティの醸成

子育て支援

母親の身体の回復と心理的な安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援する

【対象者】

富山市および滑川市・上市町・立山町・舟橋村に住所を有するまたは市内へ里帰り中の概ね産後4か月までの母親とその子

- * 育児に不安がある方
- * 心身の休養が必要な方
- * 家族から家事・育児支援が受けられない方等

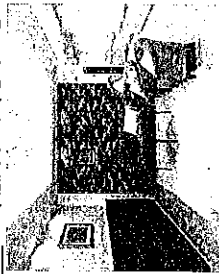
【事業内容】 デイケア・宿泊・教室

母親の心身のケア

育児サポート

【配置職員】 助産師15名

（保健師・精神保健福祉士）



30年9月から富山市
舟橋村に開設可能に

【料金】

種別	時間	食事等	利用者負担額	基本料金	利用期間
デイケア	9:30～19:00	2食(昼・夕)間食2回	4,900円	8,100円	
	9:30～13:00	1食(昼)、間食1回	1,800円	3,000円	週毎に2日まで
	13:00～19:00	1食(夕)、間食1回	3,100円	5,100円	
宿泊	13:00～翌13:00	初日:1食(夕)、間食1回 2日目:2食(朝・昼)、間食1回	1日(24時間) 7,200円	12,000円	1日(24時間) 連続6泊まで
出産	10:00～12:00 13:30～15:30	間食1回 間食1回	800円	800円	制限なし

●(富山市、清川市、舟橋村、立山町、上市町に住民票がある方の料金)利用者負担額となります。
(富山市へ里帰りしている方の料金)基本料金となります。

●お子さんが双子以上の方も、利用者負担額は同じ金額です。

●(富山市に住民票がある方への助成)

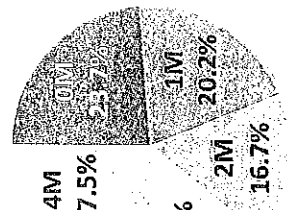
・市民税非課税やひとり親家庭は、利用者負担額の1/2を市が助成します。
・生活保護世帯は、利用者負担額の3/4を市が助成します。

●里帰り出産の方は、基本料金となります

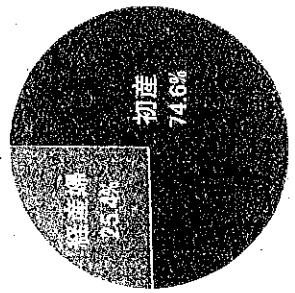
産後ケア応援室の利用実績

・事前登録者数	212人(うち149人は対象月齢を過ぎた者)
・デイケア利用者数(実人数)	71人(※延207日)
・宿泊者数(実人数)	78人(※延305泊)
・教室参加者数(延人数)	延471人/77回

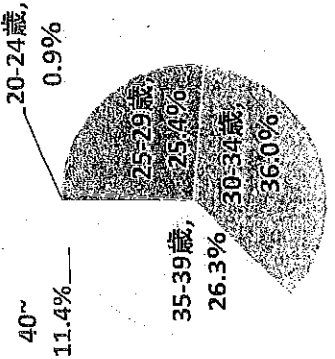
子の月齢



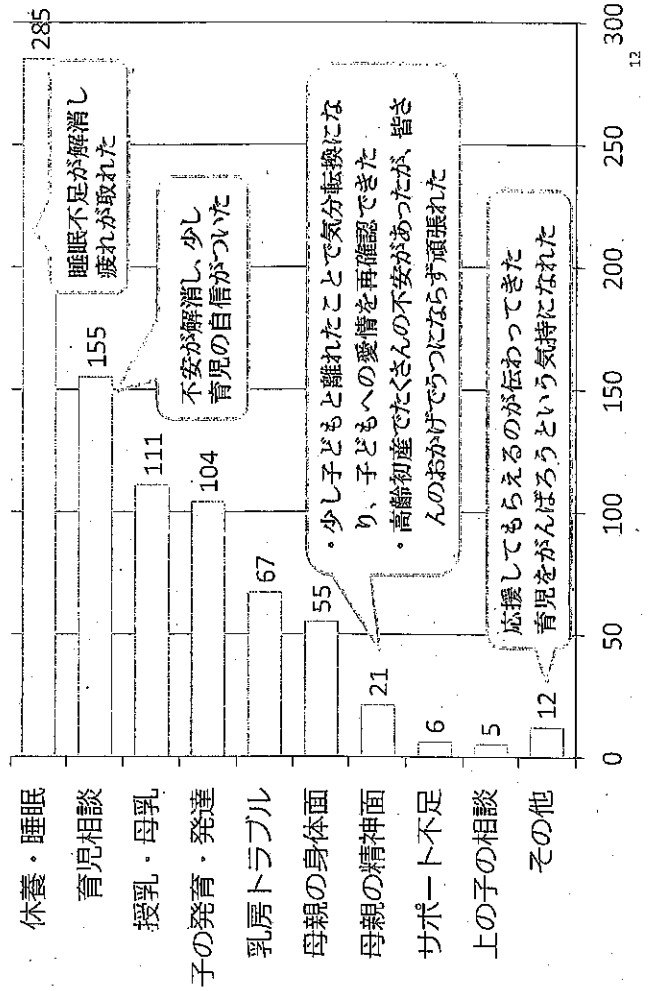
出産歴



母の年齢

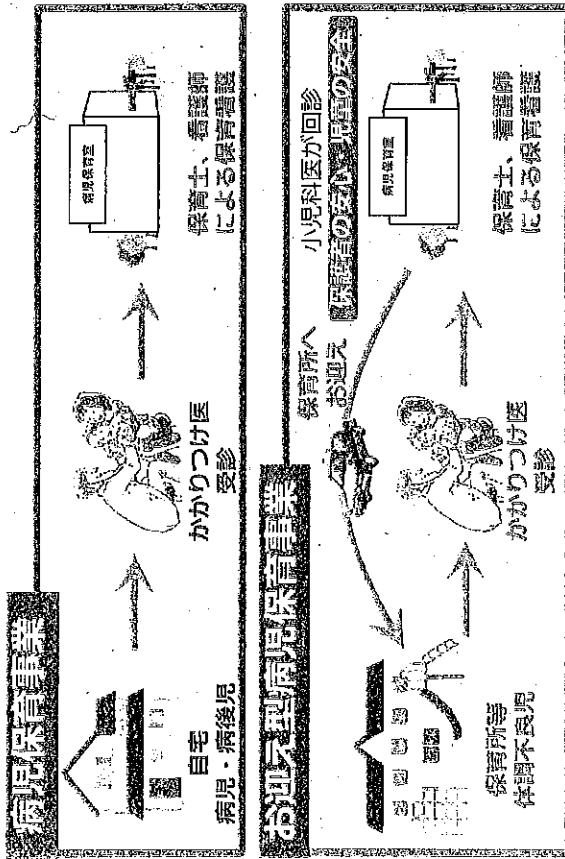


産後ケア応援室を利用した理由(利用時の面談より)



病児保育室

お子さんが体調を崩し、保護者が仕事の都合等で家庭保育ができない場合、保護者に代わって保育看護します



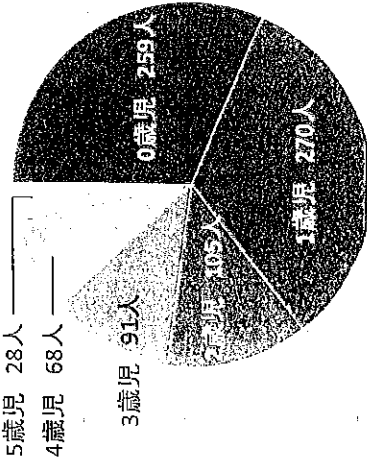
13

【利用実績】

(2018.3月末現在)

利用者数	病児保育事業	お迎え型	病児保育事業
5歳児	28人		
4歳児	68人		
3歳児	91人		
0歳児	259人		
1歳児	270人		
合計	654人		

病児保育事業年齢別利用者数



15

【利用対象者】

富山市および滑川市・上市町・立山町・舟橋村に住所を有する満6ヶ月以上の未就学児（お迎え型は満1歳以上）10名

【内容】

- ・病児保育事業
- ・お迎え型病児保育事業

30年4月から
近隣市町村も利
用可能に！

【実施日】

月～金曜日（土・日曜日・祝日年末年始12/29～1/3は除く）

【保育時間】 7：30～19：00

【スタッフ】 看護師4名（うち1名は病児保育専門士）、保育士5名

【料金】 病児保育 1日 2,000円

お迎え型病児保育事業 2,000円+タクシー代の1/4

（富山市に住民票がある方への助成）

- ・市民税非課税世帯は、1回2,500円の補助
- ・ひとり親家庭は、1回1,000円の補助
- ・生活保護世帯は、1回5,000円の補助

こども発達支援室

心や身体の発達の遅れが心配されるお子さん、乳幼児期からの相談及び訓練などの支援を行い、障害児とその保護者への切れ目のない支援を推進する。

【事業内容】

- ①乳幼児発達支援相談事業
成長や発達に気になる乳幼児を持つ保護者からの相談に応じ、早期かつ専門的な対応により、乳幼児の発達を促進し、保護者を支援する。
- ②発達障害児相談支援事業
発達障害を有する子どもとその保護者の相談に応じ、将来、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。
- ③障害児のネットワークづくり
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業者等とのネットワークづくりを強化し、早期からライフステージに応じた切れ目内支援を行う。
- ④児童発達支援事業
知的障害や発達障害等の子どもとその保護者に対し、日常生活における基本動作や集団生活への適応訓練等を行う。
- ⑤障害児相談支援事業
障害児の相談に対応した課題の解決や適正なサービス利用についてケアマネジメントし、障害福祉サービス利用等に向けてきめ細かい支援を行う。

①～③については、30年4月から
滑川市・舟橋村・上市町・立山町
にお住まいの方でも利用できます。

【利用対象者】

乳幼児期からの発達の気になる子どもと保護者



【営業時間】

8:30~17:00

【配置職種】

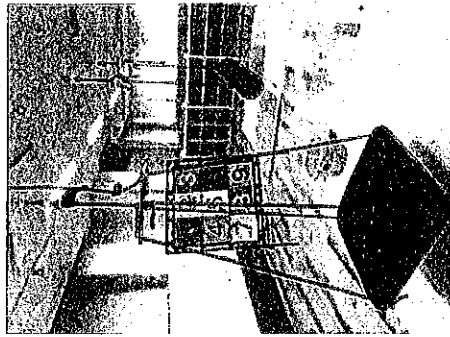
保育士、児童指導員、社会福祉士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保健師、看護師等

【2017.4~2018.3利用実績（延べ人数）】

相談者数 5,379人 利用者数 10,942人

12

子ども発達支援室の様子



スミーズレン・・感覚刺激空間(光・音楽・
感触など)でリラクゼーション

発達を促す訓練器具

在宅医療・介護の推進

まちなか診療所(在宅専門診療所)

医療が必要になっても住み慣れた場所で暮らし続け
られるようサポートします

高齢者
高齢者
高齢者

【対象者】

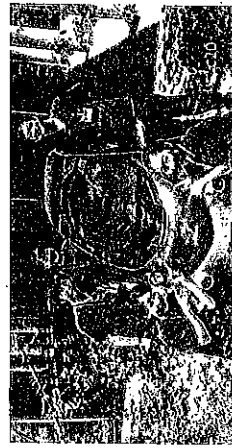
- ・ 疾病、傷病のために通院困難な方
- ・ 地理的要因または病状等により、他の病院や診療所などからの訪問療診療が受けられない方

【スタッフ】

医師3名、看護師3名、社会福祉士1名

【特色】

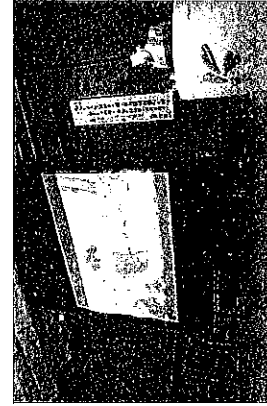
- ・ 在宅医療のみを行う診療所
- ・ 24時間365日往診対応



2 在宅医療の推進

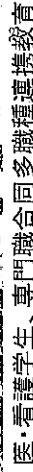


矢療・介護連携室



外賓禮堂在

在宅医療の臨床経験(後期研修) 2名
地域医療(初期臨床研修) 22名
学生の在宅医療体験等 6名
介護職への在宅医療技術支援 67名



スタッフ:保健師4 精神保健福祉士1 社会福祉士1

[illegible]

訪問看護・薬局・介護サービス等の紹介
センターHP上で公開

1. 人材育成 (健康まちづくりマイスターの養成)

地域住民や企業、医療・保健・福祉等の専門職を対象に、赤ちゃんから高齢者まで安心して喜らせる健康まちづくりに向け地域で取り組み人材を育成

【マイスター養成講座の様子】



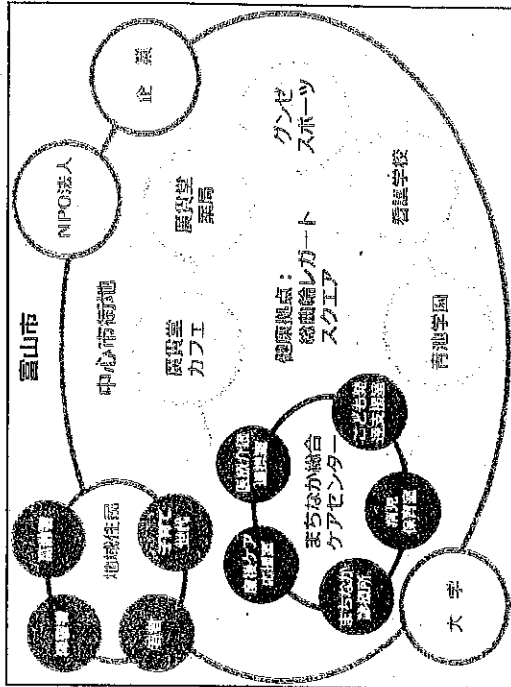
【終了後、自宅を開放しサロンの立ち上げ】



地域コミュニティの醸成

2 仕掛け

- 地域住民やボランティア、NPO法人、企業、大学、行政が協働し、多世代が多機能につながる場を創出。



まちなかサロン企画・運営

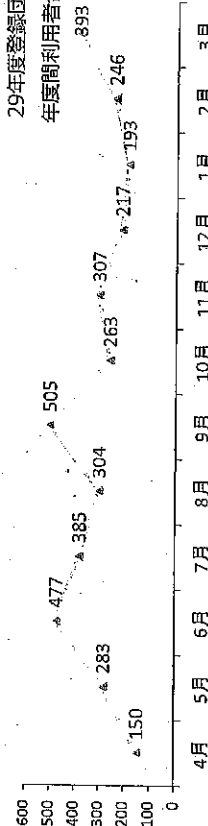
趣味のサークル活動だけでなく市民活動促進のためのオープンな交流スペース



●事業概要

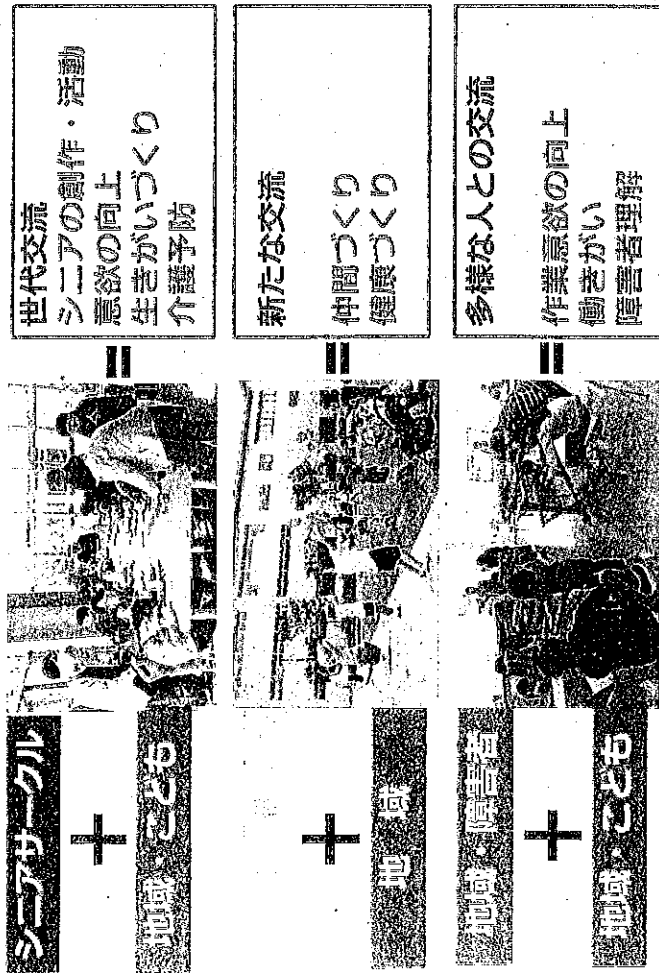
活動の場を探している方へスペースの提供だけでなく、団体を形成するためのサポートや相談を通じて人と人の繋がりの強化とコミュニティの形成の拠点を旨とする。

●事業の成果

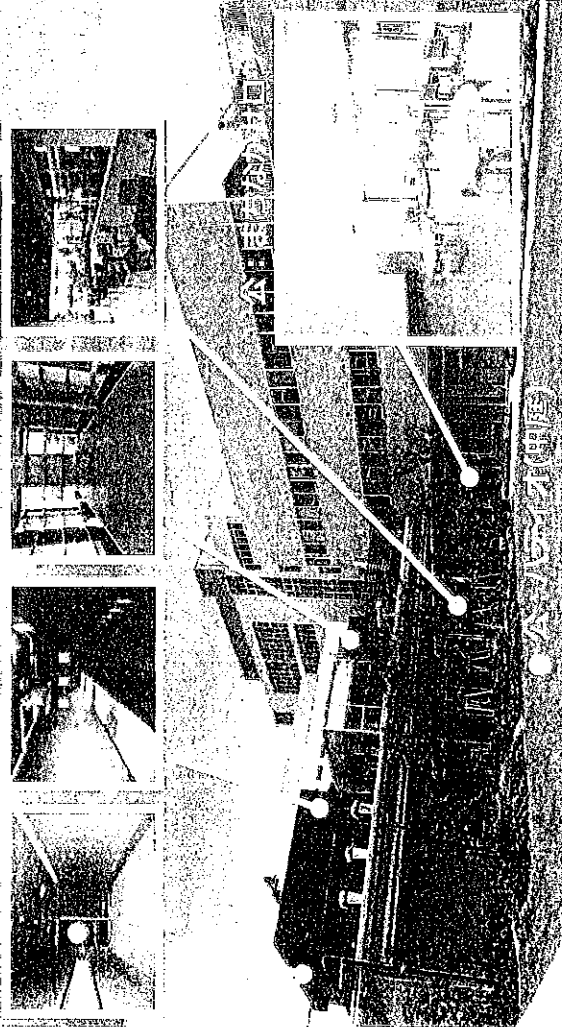


29年度登録団体数: 57
年間利用者数合計: 3,723

多世代が多機能につながる



29

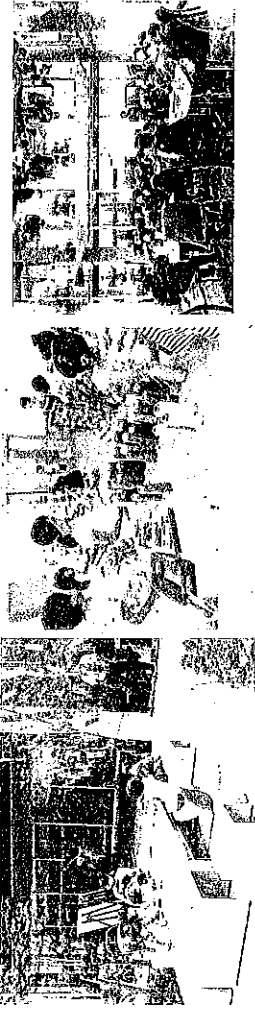


3 活動支援

- 民間と公共の交流スペースを一体的に運営・管理すると共に、スペースで活動する自主団体の育成・支援を行う。

官民連携事業

「医療・健康・福祉」をテーマに公民連携の相乗効果で市民のQOLの向上へ
29年度は市や各協議会団体とのイベントを開催。



● 事業実績

▲ まちなかサロン夏休み企画

▲ 秋の健康カラダづくり後の懇親会

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	合計
内容 行事	カラダ・姿勢が変わる簡単エクササイズ ボディアクティビティ ア	ブレラデ ン フ エ ス ボ デ イ ア キ ャ リ	親子 ガ ー デ ン 2017	まちなか さるん さるん 休み企画	チャリ ティ 会 会 ル フ エ ス	大 手 モ ー エ ス	食育講座 秋の味覚を使った フランス料理 秋の健康講座 ①、② クイズラリー	看護体験 看護学校を 体験してみよう 秋の健康 カラダ づくり	まちなか サロン 夏休み 企画	
集客数	60	120	1,000	70	280	100	249	140	58	2,077

富山市まちなか総合ケアセンター事業/お迎え型病児保育事業政務調査概要

平成30年11月15日

2018年11月28日 18:23

ヒアリングメモ

1. 富山市まちなか総合ケアセンター事業について

①人口約40万人規模のなか、高齢化率28.9%の御市の状況で、地域包括ケアの拠点が必要となった要因はなんですか。

- ・中心部でも高齢化が進む
- ・郊外に人口が流れる
- ・2007年 11%が人口が流れる コンパクトなまちづくりを構想
- ・中心に人口を集めるにしても機能が必要

②「まちなか」とのネーミングは「まちなか再生・まちなか居住に係る制度・事業」と関連があるのですか。

- ・特に意識していない。

③コンセプトを教えてください。

- ・PPP官民連携 民間から提案を受ける
- ・公共部分だけ市が買い取る
- ・青池学園は料理教室

④まちなか総合ケアセンターの整備手法と事業費等の内訳を詳しく教えてください。

- ・1階は指定管理制度を導入
- ・赤ちゃんから高齢者までを範囲
- ・子育てw支援 在宅医療 地域コミュニティの醸成
- ・産後ケア 助産師は15名
- ・レスパイト効果がある

2. お迎え型病児保育事業について

①事業を計画される経緯を教えてください。

- ・提案を受けて実施。

②事業費と財源内訳を教えてください。

タクシー代の4分の1ずつ県市で負担

③看護師と保育士がタクシーで迎えに行くとなっていますが、突然な依頼に対応できていますか。

- ・インフルエンザが流行時は12人の受け入れもあった。

④かかりつけ医に受診させるとなっていますが、診察料は立替えているのですか。また、掛った費用の清算はどのようになっていますか。

- ・実費で精算していただいている。
- ・市内病児保育施設は5か所市内は民間

3. 地域医療連携について

- ・在宅医療の移行期を支援
- ・主治医が不在時にサポート
- ・主治医が学会に出席時もサポート
- ・医師3名は総合医療医
- ・地域とのつながりを大事にしている
- ・医師3名看護師2名 農村部も施策の範囲

4. 産後ケアについて

- ・産後ケア応援室4か月のママとお子さん対象

5. 発達支援について

- ・こども発達支援室はけいこう学園の分室で事業を実施している。

6. 地域コミュニティの醸成について

- ・マイスターの育成と養成
- ・場づくりを目指す

7. まちなかサロンについて

- ・いつでも無料開放している
- ・場づくりに利用していただいている。

所感/まとめ

奈良市が、奈良県と共同して旧奈良県総合医療センター跡地活用を計画し平松周辺地域のまちづくりに取り組んでいる。奈良市が基本構想を策定中である。

こういったなか、都市型の地域包括ケアシステムを構築を目指すなかで、都市型地域包括ケアシステムの拠点施設として富山市まちなか総合ケアセンターにて、①妊産婦、子育て支援「こども発達支援室 病児保育室 産後ケア応援室」、②在宅医療「まちなか診療所 医療介護連携室」、③健康づくりと地域コミュニティ（ソーシャルキャピタル）の醸成「地域連携室 まちなかサロン」などの事業を展開されていることから現地調査。

加えて、富山市型コンパクトシティの取り組みも展開されている。青森市と並んで、よく比較される事例である。どちらかという富山は成功事例。青森は失敗事例と伺われる。

富山市の事例として、その中心は住民の日常の交通手段としてライトレールを展開し、点を線で結ぶ住民の身近な交通手段として活用されている。その交通政策を基幹としている。青森市は、住民の居住地移動を考えておられた。

また、富山市は、乳幼児から高齢者、障害者を含む全ての地域住民が安心して健やかに生活できる健康まちづくりを推進し、その結果、人口の転入増を達成されていたことを確認できた。

お迎え型病児保育事業については、全国初の事業を先進的に展開されてきた。共働きのご家庭にとっては寄り添った事業と伺うことができる。

コンパクトシティと地域包括ケアシステムの対象は高齢者だけでない。また、医療と介護の連携だけでなく、地域で包括的にケアのシステムを構築することは、子ども妊産婦から高齢者や障がい児など横断的な取り組みが必要である。そして、行政機関や専門機関・専門職だけでなく「地域」も政策の範囲に入れなければならないことが強く感じられた。

今後は、奈良市でもできる限り住み慣れた地域で暮らすことを実現してゆく地域包括ケアシステムの推進や、平松周辺地域のまちづくりの構想も控えている。本会議や委員会質問等で政策目標と課題認識を持ちながら政策提案していく。

金沢市こども総合相談センター事業の政務調査概要

平成30年11月16日

2018年11月28日 18:25

ヒアリングメモ

1. 施設について

①現施設のコンセプトとメリット・デメリットについてご所見(この10年間で事務事業が拡大傾向を踏まえ)。

- ・18年に開設 市民に身近にがコンセプト 関係機関の連携強化が課題
- ・警察からの通告が増える傾向

②今後の施設の在り方についてのお考え(児童福祉法に規定された児童の権利、「新しい社会的養育ビジョン」や「一時保護ガイドライン」に基づく一時保護所の在り方等)。

- ・石川県全体として見直しを行う

2. 児童相談所・一時保護所業務について

①児童相談所・一時保護所運営のポリシーと現状及び今後の課題についてあれば教えてください。

- ・県は大人の障害DVも・・・ 基礎自治体は任意 子供の相談の拠点施設
- ・教育と福祉の連携強化 場所の選定は困らなかった
- ・基礎自治体の児童相談所なので危機的介入ばかりではない 子育て支援が充実支援 子供の関心安全を中心にケースに対応
- ・一時保護所H20より 県の一時保護所に頼る 現在5名の児童が保護
- ・何らかの家庭の課題を持っている
- ・今後の課題については、目黒の事件で児童相談所はたたかれる。 それだけ重責を担っている。危機感を察知する力を上げる
- ・専門職対応では難しい。人事異動が出来ずらい。事務職での対応。他の施策との人事連携。社会福祉職との

(児童虐待対応、子どもの権利擁護、一時保護所における保護児童の処遇等)

②社会的養育推進の取り組みについて教えてください。

- ・里親登録は44組 里親会 横須賀は市として里親会を持っている。金沢は県と連携をとっている
- ・児童虐待の事例だけでなく貧困などの対応でも児相対応する
- ・こどもの養護委託についての判断は、児相が行う
- ・児童養護施設は4か所 乳児院は1か所

(里親制度の普及啓発、一時保護委託や里親委託の推進等)

3. 組織・人員体制と人材育成・確保について

①現在組織・人員体制のポリシーについて教えてください(職員の経験年数と資質、職員の年齢区分・男女別の配置、人事異動等)。

- ・事務職採用。定期的な人事交流を図る。一度児童福祉司で児相に出た人が児相に帰って生きた職員は今寺さんだけ。平均年齢は30歳過ぎ。
- ・児童福祉司の研修や任用は、県市連携で行っている。医師、教師等職務経験者の採用を推

進

②現状及び国の示す専門職配置等の今後の課題についてご所見をお聞かせください(児童福祉司の増員、専門職員の担保等)。

・スキルを上げるためには自己研鑽。増員については国の指針で、年内に市としても図る

③児童相談所・一時保護所職員として求められることは何ですか。

・子どものためにを常に考える

4. 金沢市の児童相談所設置経緯について

①市が児童相談所を設置するにあたり、当初期待されたことについてお聞かせください。

・18年に開設後、要保護児童の県対応であったが、当時の市長が関与するとの判断で。

②奈良市が今後の児童相談所・一時保護所を設置予定です。何かアドバイスがあればお聞かせください。

・一時保護所は、児相に近接がよい。児童の福祉が損なわれる

③金沢市こども総合相談センター事業の平成29年度歳入歳出決算の内訳について教えてください(資料をいただければありがたいです)。

・資料あり

所感/まとめ

奈良市が児童相談所の設置に向けて事業を推進していることから、同じ中核市ですでに児童相談所事業を展開されている金沢市へ現地調査。

調査の結果、継続的な専門職員の人的確保やスキル、財政的負担、専門職間連携及び行政機関や団体等の連携が求められる。被保護者に対しては、メンタル的サポートや教育、社会への適用、日常生活の維持等の配慮が求められることが明確になった。また、現地調査を実施して施設の在り方も大きく影響されることも注目点であった。閉鎖された施設ではなかったことに感銘を受けた。牢獄ではないのだ。子どもが、人が一時的にも住む場所であるとの意識が施設から伝わった。また、緊急に一時保護されてきた子どもたちが多い中、衣料や生活必需品の提供も考えられている職員の配慮に感銘。

児童虐待に対応するための関与と介入及び一時保護、子育て支援のバランスと立て分けがとても重要なことが理解できた。職員が同じ被保護者や家庭に介入と支援を一元的に行うことは避けた方がよいのではないかと考えられる。こういった施策の組み合わせやマッチングするセンスがカギとなる。

また、一旦、児童相談所を設置した場合、経常的に財政と人的確保は必須となる。財政難だから予算を充当できないとなり、これを怠れば、児童の生命の安全と生活の安心は確保できない。執行部だけでなく議会議員側も覚悟が試される判断を求められる。選択と集中が強く求められ、議員が判断する資質も加えて問われるだろう。

こういったことを中心に、奈良市の取り組みに対し問題意識をもって政策提案を行っていく。

項目別一覧表（項目別元帳）

項 目	研修費
-----	-----

（単位：円）

整理 番号	支払年 月 日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘要
1	2018 7 2	170,760	170,760	7月3・4日実施「住民監査委請求と住民訴訟をめぐる法律実務」研修事業 宮池・藤田・早田
2	2018 8 1	39,340	39,340	8月1日実施 地方議員セミナー2018夏「待機児童・保育士不足問題と地方行政」研修事業 藤田
3	2018 8 6	8,810	8,810	8月6日実施 全国市町村国際文化研修所研修「世界情勢からわがまち未来をつくる」研修事業 伊藤
4	2018 8 11	31,710	31,740	8月11日実施自治体学会議員研究ネットワークフォーラム研修事業 宮池
5	2018 10 12	63,748	75,748	10月12・13日実施 日本女性会議2018研修事業 藤田・田畑
6	2018 10 16	173,748	271,728	10月16・17日実施 NOMA行政管理講座「地方議会における戦略的議会改革及び情報発信力強化のポイント」研修事業 藤田・田畑・早田
7	2018 10 26	35,540	35,540	10月26日実施NOMA行政管理講座「自治体の防災・減災マネジメントと議員の役割」研修事業 宮池
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
計		523,656	633,666	

(様式1)

領収書等貼付用紙

項	目	研修費
整	理	番 号
		/
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり	
事業名、使途及び内容等		
調査の概要		

調査研究・研修報告書

科 目	研修費
整 理 番 号	/

報告日：平成30年7月5日

報告者

氏 名	宮池明	藤田幸代
氏 名	早田哲朗	
氏 名		

下記の通り報告致します。

項 目	内 容							
研修年月日	平成30年7月3日 ～ 平成30年7月4日							
・ 事業名 ・ 視察先 ・ 面談者 ・ 宿泊先	NOMA行政管理講座 「住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務」研修事業 日本経営協会中部本部 愛知県名古屋市東区東桜1丁目13-3名古屋放送センタービル10F 自治体法務研究所 代表 江原勲 宿泊：アパホテル名古屋栄 愛知県名古屋市中区栄4丁目10-16							
調査の概要 ・ 目 的 ・ 内 容	目的：昨今、住民監査請求が頻繁に起こされる事案が増えています。監査請求を出されている事案の結果により、中には議会へ諮問を要請される事件も発生しています。このようなことで、議員としても住民監査請求の制度や住民訴訟の現状等の調査の必要性を感じることから調査研修に努めたいと考えています。 内容：平成29年度から自治法が一部改正され自治体の内部監査の機能強化が図られ議選監査についても条例により選択できる規定になった。二元代表制の下、内部監査と議会のチェック機能との役割等、自治体の内部統制と住民の権利を保障する制度を高める必要がある。 参加者： 経費詳細： 受講費 3人×@34,560＝103,680円 宮池明 新幹線 3人×@11,600(往復)＝34,800円 特急料金3×@510＝1,530円 藤田幸代 支払い証明 3人×@2,150＝6,450円 早田哲朗 宿泊代 3人×@8,100＝24,300円							
添付資料	別紙資料添付：研修資料等 研修参加券 領収書 支払い証明書 行程表 切符複写 講師名刺 写真等 (内：支払い証明 4,250)							
費用の内訳	宿泊費	交通費 (支払い証明)	資料購入代	ガソリン代	有料道路代	タクシー代	その他 (受講料)	合計
	24,300	42,780					103,680	170760

科	目	研修費
---	---	-----

領収書等貼付用紙

No. 014171

領 - 収 書

奈良市議会議員

宮池 日月

様

¥ 34,560 -

上記 金額正に領収いたしました。

但し7/3-4「住民監査請求」と住民訴訟をめぐり
法律実務講座の料として

平成30年7月3日



- ☐ 本部事務局 〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 ☎(03)3403-1336(代)
- ☐ 関西本部 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル ☎(06)6443-6961(代)
- ☒ 中部本部 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル ☎(052)957-4726(代)
- ☐ 九州本部 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル ☎(092)431-3365(代)
- ☐ 北海道本部 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル ☎(011)241-7500(代)

印紙税法第五条
の非課税文書に
該当するため収入
印紙は貼付せず

入金内訳	
現金	
小切手	
振込	
手形	

担当者

No. 014172

領 収 書

奈良市議会議員

藤田 育代

様

¥ 34,560 -

上記 金額正に領収いたしました。

但し7/3-4「住民監査請求」と住民訴訟をめぐり
法律実務講座の料として

平成30年7月3日



- ☐ 本部事務局 〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 ☎(03)3403-1336(代)
- ☐ 関西本部 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル ☎(06)6443-6961(代)
- ☒ 中部本部 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル ☎(052)957-4726(代)
- ☐ 九州本部 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル ☎(092)431-3365(代)
- ☐ 北海道本部 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル ☎(011)241-7500(代)

印紙税法第五条
の非課税文書に
該当するため収入
印紙は貼付せず

入金内訳	
現金	
小切手	
振込	
手形	

担当者

科	目	研修費
---	---	-----

領収書等貼付用紙

No. 014173

領 収 書

奈良市議会議員

早田 哲朗

様

¥ 34,560 -

上記 金額正に領収いたしました。

但し7/3-4「住民監査請求と住民訴言公をめぐり法律
実務」講義料として

平成30年 7 月 3 日



一般社団法人日本経営協会

常務理事・中部本部長 大久保若穂

印紙税法第五条
の非課税文書に
該当するため収入
印紙は貼付せず

入金内訳	
現金	
小切手	
振込	
手形	

担当者	
-----	--

- | | | |
|--|---|-------------------|
| ☐ 本部事務局 | 〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 | ☎(03)3403-1336(代) |
| ☐ 関西本部 | 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル | ☎(06)6443-6961(代) |
| ☒ 中部本部 | 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル | ☎(052)957-4726(代) |
| ☐ 九州本部 | 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル | ☎(092)431-3365(代) |
| ☐ 北海道本部 | 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル | ☎(011)241-7500(代) |

(様式1)

領収書等貼付用紙

科	目	研修費
整	理	番 号

領収書等の証拠書類の貼付欄

2018/07/03

領 収 証

領収証名 公明党奈良市議会議員団 宮
池明 様

領収金額 ￥24,300-
(内消費税)

但し、ご宿泊代金として上記金額を
現金で領収しました。

APA HOTELS&RESORTS
アパホテル<名古屋栄>

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄4-10-16
TEL:(052)242-9111
FAX:(052)242-9112

担当者



収入印紙

180703000656675

(様式1)

領収書等貼付用紙

科 目	研修費
整理番号	

領 収 書

Receipt 公明党奈良市議員田様
領収年月日 2018.7.1
金 額 ￥34,800 (消費税等込み)
〔クレジット扱い〕
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(50026 12枚)
西日本旅客鉄道株式会社
平城山駅
平城山駅MK1発行 60027-02
印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

NANTO BANK カードサービスご利用明細

いつもご利用いただきましてありがとうございます
お取引内容 お引出し 取扱店 025 ご利用年月日 30-07-02
お取引銀行 0162 お取引店 0025 口座番号
お取引 1万円枚 5千円枚 千円枚 硬貨内
現金内訳 003 000 004 ￥800
お取扱時分 13:52 お取引金額 ￥34,800 手数料 ￥0
残高 おつり *

銀行使用欄
0921
ご案内またはお振込内容

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

領収書等の証拠書類の貼付欄

領 収 書

No.18504908

Receipt 公明党奈良市議員田様
領収年月日 2018.7.3
金 額 ￥1,530-

上記金額確かに領収いたしました
購入商品 乗車券等
Tickets
近畿日本鉄道株式会社
18-7-3 09:42:30 新大宮185
印紙税申告納
付につき天王寺
税務署承認済

近畿日本鉄道 特急券
大和西大寺 → 京都
Yamato-Saidaiji Kyoto
3番線のりば (10:35着)
7月3日 10:05 発 京都ゆき
3号車 12C 番
CAR SEAT

18-07-03 09:42:30新大宮185

510円
1011-6157-2

支 払 証 明 書

項 目	研修費
-----	-----

(単位：円)

支払年 月 日	支払額	支払先	使途及び内容	備 考
2018 7 3	1,860	近畿日本鉄道	7月3日、4日NOMA住民監査請求 と住民訴訟をめぐる法律実務 宮 池・藤田・早田 @620	新大宮駅～京都駅
2018 7 3	7,770	J R	7月3日、4日NOMA住民監査請求 と住民訴訟をめぐる法律実務 宮 池・藤田・早田 @2,590	京都駅～名古屋駅乗車券
2018 7 3	9,630	J R	7月3日、4日NOMA住民監査請求 と住民訴訟をめぐる法律実務 宮 池・藤田・早田 @3,210	京都駅～名古屋駅新幹線 特急券
2018 7 3	600	名古屋市営地下 鉄	7月3日、4日NOMA住民監査請求 と住民訴訟をめぐる法律実務 宮 池・藤田・早田 @200	名古屋駅～栄駅
2018 7 4	600	名古屋市営地下 鉄	7月3日、4日NOMA住民監査請求 と住民訴訟をめぐる法律実務 宮 池・藤田・早田 @200	栄駅～名古屋駅
2018 7 4	7,770	J R	7月3日、4日NOMA住民監査請求 と住民訴訟をめぐる法律実務 宮 池・藤田・早田 @2,590	名古屋駅～京都駅新幹線 乗車券
2018 7 4	9,630	J R	7月3日、4日NOMA住民監査請求 と住民訴訟をめぐる法律実務 宮 池・藤田・早田 @3,210	名古屋駅～京都駅新幹線 特急券
2018 7 4	1,860	近畿日本鉄道	7月3日、4日NOMA住民監査請求 と住民訴訟をめぐる法律実務 宮 池・藤田・早田 @620	京都駅～新大宮駅
2018 7 4	1,530	近畿日本鉄道	7月3日、4日NOMA住民監査請求 と住民訴訟をめぐる法律実務 宮 池・藤田・早田 @510	京都駅～大和西大寺駅特 急券
	41,250			

上記のとおり相違ないことを証明します。

公明党奈良市議会議員団幹事長 宮池 明



[C制] 乗車券 (かえり) (幹)

名古屋 → 京都

經由: 名古屋・新幹線・京都

7月 3日から 7月 6日まで有効

¥5,180

30.-7.-1 平城山駅MK1発行
50026-13 (4-タ)R275C44

[C制] 乗車券 (ゆき) (幹)

京都 → 名古屋

經由: 京都・新幹線・名古屋

7月 3日から 7月 6日まで有効

¥***

30.-7.-1 平城山駅MK1発行
50026-09 (4-タ)R275C44

[C制] 新幹線特急券

名古屋 → 京都

7月 4日 (17:13発) (17:48着)

のぞみ 45号 全席禁煙 12号車 3番C席

C25

¥3,210

N03000

R275

30.-7.-1平城山駅MK1 (4-タ) 50026-05

[C制] 新幹線特急券

京都 → 名古屋

7月 3日 (10:56発) (11:31着)

のぞみ 12号 全席禁煙 12号車 3番B席

C15

¥3,210

N03000

R275

30.-7.-1平城山駅MK1 (4-タ) 50026-03

[C制] 乗車券 (かえり) (幹)

名古屋 → 京都

經由: 名古屋・新幹線・京都

7月 3日から 7月 6日まで有効

¥5,180

30.-7.-1 平城山駅MK1発行
50026-12 (4-タ)R275C44

[C制] 乗車券 (ゆき) (幹)

京都 → 名古屋

經由: 京都・新幹線・名古屋

7月 3日から 7月 6日まで有効

¥***

30.-7.-1 平城山駅MK1発行
50026-10 (4-タ)R275C44

[C制] 新幹線特急券

名古屋 → 京都

7月 4日 (17:13発) (17:48着)

のぞみ 45号 全席禁煙 12号車 3番A席

C25

¥3,210

N03000

R275

30.-7.-1平城山駅MK1 (4-タ) 50026-07

[C制] 新幹線特急券

京都 → 名古屋

7月 3日 (10:56発) (11:31着)

のぞみ 12号 全席禁煙 12号車 3番C席

C15

¥3,210

N03000

R275

30.-7.-1平城山駅MK1 (4-タ) 50026-04

[C制] 乗車券 (かえり) (幹)

名古屋 → 京都

經由: 名古屋・新幹線・京都

7月 3日から 7月 6日まで有効 ¥5,180

30.-7.-1 平城山駅MK1発行
50026-11 (4-タ)R275C44

[C制] 乗車券 (ゆき) (幹)

京都 → 名古屋

經由: 京都・新幹線・名古屋

7月 3日から 7月 6日まで有効 ¥***

30.-7.-1 平城山駅MK1発行
50026-08 (4-タ)R275C44

[C制] 新幹線特急券

名古屋 → 京都

7月 4日 (17:13発) (17:48着)

のぞみ 45号 全席禁煙 12号車 3番B席 C25

¥3,210

N03000

30.-7.-1 平城山駅MK1 (4-タ) R275 50026-06

[C制] 新幹線特急券

京都 → 名古屋

7月 3日 (10:56発) (11:31着)

のぞみ 12号 全席禁煙 12号車 3番A席 C15

¥3,210

N03000

30.-7.-1 平城山駅MK1 (4-タ) R275 50026-02

平成30年7月3日～4日研修事業行程表

NOMA行政管理講座 住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律事務

於 日本経営協会上部本部 愛知県名古屋市中区東桜1丁目13-3名古屋放送センタービル10F

往路 7月3日

発着時刻

9:58

近鉄新大宮駅

駅

→

近鉄大和西大寺駅

→

近鉄・JR京都駅
12番線

→

JR・市営名古屋駅
14番線

→

市営栄駅

路線

奈良線急行大阪難波行

近鉄京都線特急

東海道新幹線東京行

名古屋市営東山線

宿泊：アパホテル名古屋栄 愛知県名古屋市中区栄4丁目10-16

復路 7月4日

発着時刻

16:18

市営栄駅

駅

→

JR名古屋駅

→

JR・近鉄京都駅

→

近鉄大和西大寺駅

→

近鉄新大宮駅

路線

名古屋市営東山線

東海道新幹線新大阪行

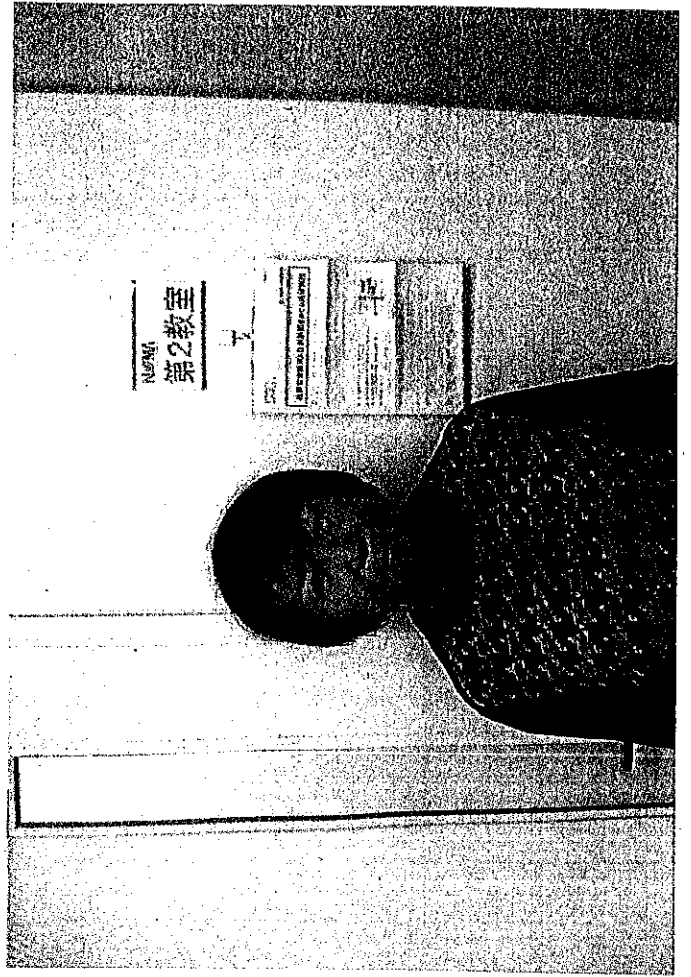
近鉄京都線特急

近鉄奈良線

自治体法務研究所

代 表 江 原 勲

〒141-0031 東京都品川区西五反田7-13-5
DK五反田4F
TEL 03-5719-2388
FAX 03-5719-2396
E-mail: barae203@Yahoo.co.jp



<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[平成30年7月3日(火)~4日(水)開催]

住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、地方自治体に対する住民の視線はますます厳しくなり、住民監査請求・住民訴訟の件数は増加しております。そのような中、自治体とその職員は、制度についての十分な法知識とその対応方法を身につけて、適切な制度運用を行っていく必要があります。また、今回、自治法の改正がおこなわれ、監査制度も新たな出発が予定されています。

本講座は、住民監査請求・住民訴訟の制度の理解と、その適切な運用を目的として、それら制度の法律知識と実際の対応方法を分かりやすく学んでいただきます。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

日 時：平成30年 7月 3日(火) 13:00~17:00

4日(水) 10:00~16:00

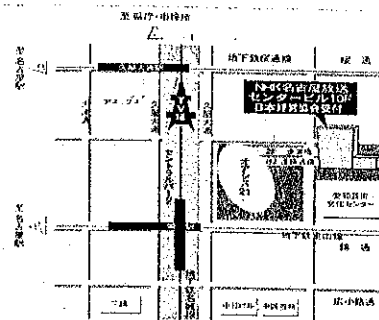
会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜1-13-3)

講 師：自治体法務研究所 代表

(元)東京都総務局法務部 副参事 江原 勲 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合 計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなった場合は、代理の方に出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。

開催日の3営業日前~前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。

ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます

※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交 通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-935-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3111

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:山田・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418

※お問合せは、平日の9:15~17:15にお願いいたします

以上

I 住民監査請求・住民訴訟

1. 制度の存在意義

- (1) 制度の趣旨 (2) 制度の目的

2. 住民監査請求

(1) 制度趣旨

①住民参政制度と住民監査請求

②監査と住民監査請求

(2) 監査の実施と監査結果

①監査請求の受付

②要件審査・補正・不適法却下

(3) 住民監査請求をなす者

(4) 住民監査請求の対象者

(5) 監査請求の対象行為

①監査請求の対象の特定について

②公金の支出・政務活動費

③財産の取得、管理及び処分

④契約の締結及び履行

⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実

⑥財産の管理を怠る事実

⑦債権の管理を怠る事実

(6) 監査請求の期間制限等

①期間制限の趣旨

②期間の起算日

③正当な理由

④怠る事実・損害賠償請求権の不行使・談合

⑤証する書面の添付

⑥再度の監査請求の禁止

(7) 財務会計行為の暫定的停止勧告

(8) 監査期間

(9) 監査の実施と結果の公表

II 住民訴訟

1. 住民訴訟の係属件数

2. 原告適格

3. 訴訟を提起できる場合とその期間

4. 住民監査請求前置

(1) 監査請求の却下

(2) 監査請求の追完

5. 住民訴訟の対象

(1) 対象

(2) 対象についての問題点

6. 先行行為の違法と財務会計行為の違法

7. 請求の内容

(1) 1号請求 (2) 2号請求 (3) 3号請求

(4) 4号請求 (5) 損害額の算定について

8. 住民訴訟の管轄・訴訟費用

(1) 裁判管轄 (2) 訴訟額

9. 裁判費用の負担

(1) 請求の認諾 (2) 相当と認める額

10. 損害賠償と議会の権利放棄の議決

(1) 権利放棄議決の可否

(2) 最高裁の判断の枠組みと実務の対応

(3) 権利放棄と長の執行行為

(4) 議会の議決の無効と代表監査委員の不作为

III 法改正の概要と内部統制

1. 法改正の概要

2. 自治体の対応

地方自治小六法
(可能であれば模範小六法)
を、ご持参ください

<講師紹介> 自治体法務研究所 代表・(元) 東京都総務局法務部副参事 江原 勲 氏

中央大学法学部卒業・同年東京都に入る。東京都総務局法務部で、主査、課長補佐、副参事として通算22年間、行政事件、民事訴訟、行政不服審査を担当。また、市町村アカデミーや東京都職員研修所等の講師として活躍する一方、雑誌や単行本、実務全集等の執筆も手がける。現在、自治体法務研究所代表。

日本経営協会・中部本部 山田 彦 (この面をそのままFAXしてください)

☐ 日本経営協会会員

☒ 一般

(該当する方にレ印を付けてください)

FAX(052)952-7418

60010395

「住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務」講座・参加申込書

H30/7.3~4

ふりがな 団体名	な ら し ぎ かい 奈良市議会	Tel Fax	(0742) 34-4790 (0742) 35-3022	ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名 奈良市議会事務局 議会総務課
所在地	〒630-8580 奈良市三条大路南1-1-1			氏名 佐々木 印
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験	<通信欄>
	ミヤイリ アキラ	奈良市議会議員	9年 1月	
	宮池 明			
	フジタ サチヨ	5年 1月		
	藤田 幸代	1年 1月		
	ソウダ テツロウ	1年 1月		
	早田 哲朗			

※請求書の宛先についてご教示ください。(□団体名と同じ □その他

宛)

・1名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただき、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。 □

宮池 明 様

一般社団法人 日本経営協会

〒461-0005 愛知県名古屋市中区東桜1-13-3

NHK名古屋放送センタービル10F

TEL. 052-957-4172 FAX 052-957-7418

中部本部 企画研修G

担当者：

参 加 券

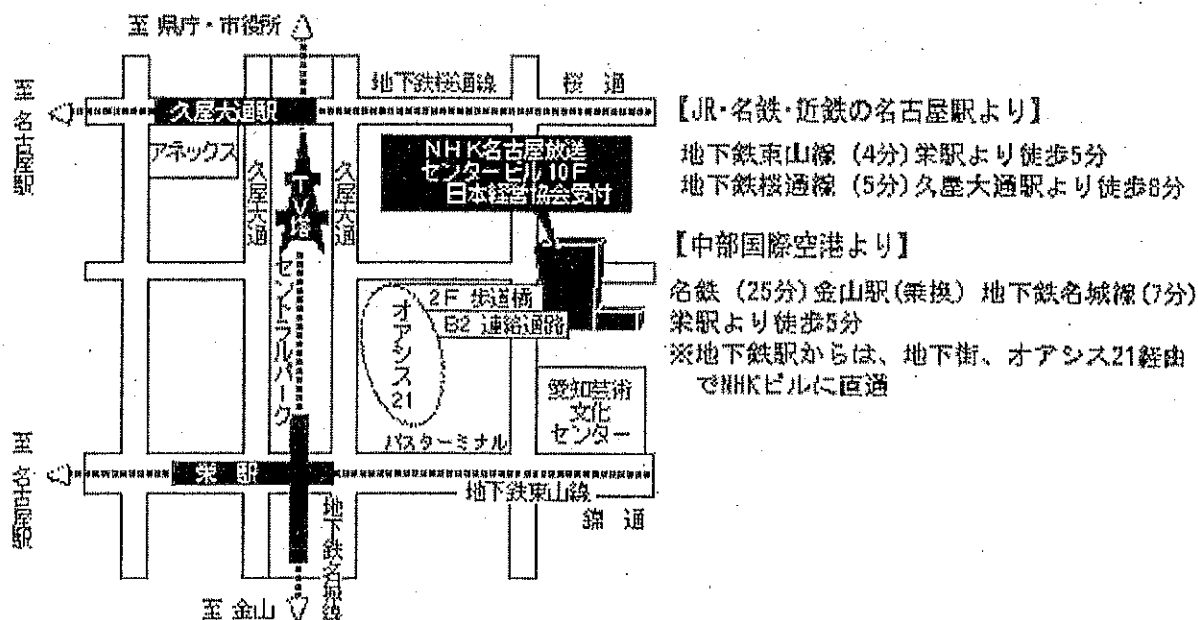
このたびは下記のお申込みを賜り、誠にありがとうございます。

当日は、本参加券をご持参いただき、受付にご提出ください。

なお、本参加券が派遣ご担当者様あてに届いている場合は、参加者ご本人様に必ずお渡しいただくようお願い申し上げます。

No.	60010395-9-9
セミナー/講座名	住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務
開催日時	2018年7月3日(火)13:00～17:00 2018年7月4日(水)10:00～16:00
参加者のお名前	宮池 明 様
ご所属団体名	奈良市議会
部署名・役職名	奈良市議会議員
会場	一般社団法人日本経営協会 中部本部 名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10階
会場Tel	052-957-4172
連絡・お願い	・受付は12:30からです。10階にて受付後、会場をご案内します。 ・受付と会場が異なるフロアとなる場合があります。恐れ入りますがあらかじめご了承ください。 ※地方自治小六法（可能であれば模範小六法）をご持参ください。

地圖



〒630-8580

奈良県奈良市二条大路南1-1-1

奈良市議会

奈良市議会議員

早田 哲朗 様

一般社団法人 日本経営協会

〒461-0005 愛知県名古屋市東区東桜1-13-3
NHK名古屋放送センタービル10F

TEL 052-957-4172 FAX 052-957-7418

中部本部 企画研修G

担当者:

参 加 券

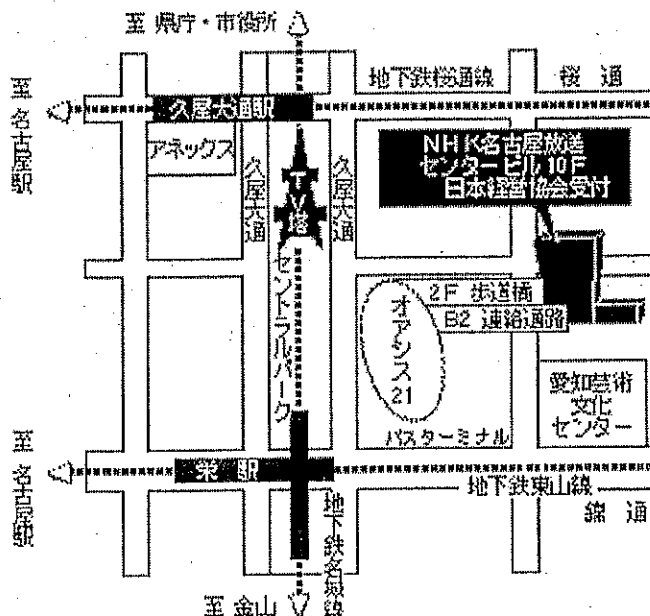
このたびは下記のお申込みを賜り、誠にありがとうございます。

当日は、本参加券をご持参いただき、受付にご提出ください。

なお、本参加券が派遣ご担当者様あてに届いている場合は、参加者ご本人様に必ずお渡しいただくようお願い申しあげます。

No.	60010395-11-11
セミナー/講座名	住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務
開催日時	2018年7月3日(火)13:00~17:00 2018年7月4日(水)10:00~16:00
参加者のお名前	早田 哲朗 様
ご所属団体名	奈良市議会
部署名・役職名	奈良市議会議員
会場	一般社団法人日本経営協会 中部本部 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10階
会場T e l	052-957-4172
連絡・お願い	・受付は12:30からです。10階にて受付後、会場をご案内します。 ・受付と会場が異なるフロアとなる場合があります。恐れ入りますがあらかじめご了承ください、時間に余裕をもってお越しください。 ※地方自治小六法（可能であれば模範小六法）をご持参ください。

地図



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】

地下鉄東山線 (4分) 栄駅より徒歩5分

地下鉄桜通線 (5分) 久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】

名鉄 (25分) 金山駅(乗換) 地下鉄名城線 (7分)

栄駅より徒歩5分

※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

セミナー参加者名簿一覧表

コースNo	60010395	開催期間	2018/07/03 ~ 2018/07/04	開催時間	09:00
コース名	住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務				
講師名	江原 勲				
会場名	一般社団法人日本経営協会 中部本部				
				参加人数	10人
#	参加番号	参加者法人名	参加者所属 (役職)		
1	1	長野県監査委員事務局	住民監査請求担当	主任調査員	
2	2	安城市	監査委員事務局	監査係長	
3	3	岐阜県	監査課		
4	4	岡山県監査事務局	監査第二課	副参事	
5	5	桑名市	監査委員事務局	局長補佐	
6	6	大府市	監査委員事務局	主幹	
7	8	羽咋市	監査委員事務局	書記	
8	9	奈良市議会	奈良市議会議員		
9	10	奈良市議会	奈良市議会議員		
10	11	奈良市議会	奈良市議会議員		

NOMA(中部本部)行政管理講座【住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務】

日時：平成30年7月3日(火) 13:00~17:00、4日(水) 10:00~16:00

講師：自治体法務研究所 代表・(元)東京都総務局法務部副参事 江原 勲 氏

セミナー受講 (MEMO)

➤ 住民監査請求・住民訴訟

1 制度の存在意義

(1) 制度の趣旨

- 地方自治法は、地方公共団体の行う財務会計上の行為が適切であるかどうかを住民が監視できる制度を設けた。

法は「長や職員等に違法な財務会計上の行為や怠る事実があったとする住民は、まず監査委員に対し住民監査請求(法242条)を行ってその是正を求め、必要な措置を講ずるよう請求することができる」としている。

そして、法は、当該住民が前記監査結果等について納得できないときは、住民訴訟を提起することができる」と規定する(法242条の2)

この訴訟はアメリカ合衆国の自治体で行われている納税者訴訟を模した制度。その後、昭和38年の法改正で、正式に「住民監査請求」、「住民訴訟」の名称が規定。

- 住民訴訟制度の今後の課題は、制度の長所と問題点をどう調和させていくにある。
- 他の訴訟の提起が法的に困難な場合にその身代わりとして使われるケースもある。⇒住民訴訟の濫訴の弊害。

(2) 監査請求制度の目的

- 住民訴訟の前置手続⇒監査委員に対し、住民の請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治内、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものと解されている(最高裁平成10.12.18)
- 住民全体の利益を保障するために、法が特に認めた制度であるといえる。

2 住民監査請求

- 住民の監査請求とこれに基づく監査により、当該団体の財政面の適正な運営確保と住民全体の利益を守ることにある。そのため、監査委員には適切な判断をして財政運営の是正を求めることが求められている。
- 監査委員の監査に代えて、外部監査人(公認会計士、弁護士等)による監査を求めることもできる。
- 監査委員は、執行機関と独立した機関であり、経常的に執行機関の監査を行う機関である。
- 住民監査請求は、財務監査を補完するものであり、一人の住民でもできる反面、その対象が財務会計上の行為に限られている。しかし、監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟を提起できる。
- 地方自治法の一部改正(平成29年6月9日公布・平成30年4月1日施行)
- ・地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等
- 監査制度の充実強化
- 監査委員の権限の強化等
- ・監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに係るある委員会又は委員に提出するとともに、意見を公表しなければならない(第75条第5項及び第199条第13項関係)。

➤ 監査の実施と監査結果

・監査請求の受付⇒請求書に監査の対象となる違法または不当な財務会計上の行為であることを証する書面を添えることが必要

➤ 住民監査請求をなす者

➤ 住民監査請求の対象者

➤ 監査請求の対象行為

・対象の特定⇒最高裁は、「住民監査請求においては、その対象が特定されていること、すなわち、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実が他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示されていることを要する。」としている。(平成18年4月25日判決)

・公金の支出⇒現金の支出のことで、歳計現金、基金に属する現金、歳計外現金の支出をいう。なお、現金に代わる証券や保管証券は、公有財産に含まれる(法238条1項6号)から対象外。

・政務活動費 ・財産の取得、管理及び処分 ・契約の締結及び履行

⇒契約のうち、不当又は財務会計行為を是正する目的のものに限る ・公金の賦課又は徴収を怠る事実 ・財産の管理を怠る事実 ・債権の管理を怠る事実

➤ 監査請求の期間制限等

・期間の起算日⇒監査請求は、当該行為のあった日又終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができない(法242条2項)。個々の住民の個別的な知・不知にからしめると、起算日が区々になり、法律関係が不安定になるので、法律関係の画一的安定を優先させている。そこで、「当該行為」とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいい、支出負担行為、支出命令及び支出については、それぞれの行為のあった日から、各別に計算すべきである。また、「終わった日」は、継続的行為についてその行為が終わった日を意味する(最高裁平成14.10.15)

➤ 財務会計上の行為の暫定的停止勧告

➤ 監査期間⇒監査請求があった日から60日以内(自治法242条5項)

➤ 監査の実施と結果の公表

・監査請求を受け付けると監査委員は60日以内に結論を出さなければならない。

第2 住民訴訟

➤ 原告適格

・法242条の2 第1項各号の訴えを提起できる者は、当該普通地方公共団体の住民である。

➤ 住民訴訟を提起できる場合とその期間

➤ 住民監査請求前置

・監査請求の却下⇒自治法は、適法に住民訴訟を提起するための要件として、監査委員に対する住民監査請求を前提として、その監査結果等の不服を申し立てるという構造をとっている。そこで、監査請求の結果に満足できない請求人は、住民訴訟を提起することとなる。

・監査請求の追完

➤ 住民訴訟の対象⇒法242条1項に挙げられている財務会計上の行為(ただし不当にとどまるものは除かれる)である。

➤ 先行行為の違法と財務会計行為の違法

➤ 訴訟の内容

・ 1号請求⇒執行機関又職員に対する、当該行為の全部又は一部の差し止めの請求である（法242条の2第1項1号）。

・ 2号請求⇒行政処分たる行為の取消し又は無効確認の請求である（法242条の2第1項2号）。

・ 3号請求⇒執行機関又は職員に対する、怠る事実の違法確認の請求である（自治242条の2第1項3号）。

・ 4号請求⇒平成14年の改正前は、地方公共団体に代位して行う職員に対する損害賠償の請求又は不当利得返還の請求、原状回復の請求又は妨害排除の請求であった（改正前自治242条の2第1項4号）。これに対し平成14年改正の4号請求は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員を被告として、「当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方」に損害賠償又は不当利得返還の請求を求めることとなった。

・ 損害額の算定について

➤ 住民訴訟の管轄・訴訟費用

➤ 裁判費用の負担

➤ 賠償命令との関係

➤ 損害賠償と議会の権利放棄の議決

NOMA(中部本部)行政管理講座

住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務

平成 30 年 7 月 3 日 (火) 13:00~17:00

7 月 4 日 (水) 10:00~16:00

<テキスト>

【講師】

自治体法務研究所 代表

(元) 東京都総務局法務部 副参事

江原 勲 氏

【講師紹介】

中央大学法学部卒業・同年東京都に入る。東京都総務局法務部で、主査、課長補佐、副参事として通算 22 年間、行政事件、民事訴訟、行政不服審査を担当。

また、市町村アカデミーや東京都職員研修所等の講師として活躍する一方、雑誌や単行本、実務全集等の執筆も手がける。現在、自治体法務研究所代表。



住民監査請求と住民訴訟

18.07

第1 住民監査請求・住民訴訟

1 制度の存在意義

(1) 制度の趣旨

① 地方自治法(以下「法」という)は、地方公共団体の行う財務会計上の行為が適正であるかどうかを住民が監視できる制度を設けた。

すなわち、法は、「長や職員等に違法な財務会計上の行為や怠る事実があったとする住民は、まず監査委員に対し、住民監査請求(法 242 条)を行ってその是正を求め、必要な措置を講ずるよう請求することができる」としている。

そして、法は、当該住民が前記監査結果等について納得できないときは、住民訴訟を提起することができる(法 242 条の2)。

この訴訟はアメリカ合衆国の自治体で行われている納税者訴訟を模した制度で、法制定当初は、地方自治法上の正式名称はなく、納税者訴訟、住民監査訴訟、住民訴訟などと呼ばれていた。その後、昭和 38 年の法改正で、地方財務制度の整備が行われた際に、正式に「住民監査請求」、「住民訴訟」という名称が規定された。

住民訴訟は、当該地方公共団体の住民であれば誰でも提起でき、また出訴事項が比較的広く定められていることから、ひんぱんに利用され、地方公共団体の財務会計上の行為の適正化に役立っている。国もこのような制度を設けるべきであるとの声も上がっている。

② その反面、他の訴訟の提起が法的に困難な場合にその身代わりとして使われるといわれるケースもあり、住民訴訟の濫訴の弊害を指摘する声もある。すなわち、抗告訴訟の訴訟要件による制約(処分性、原告適格等)を逃れて、不服のある行政の適否に関する訴訟の機会を得るために住民訴訟を利用する傾向があるとの指摘である。

その例として、津地鎮祭訴訟(目的・効果論)、田子の浦へドロ泥訴訟、川崎市退職金支払い違法訴訟などが挙げられている。また、公共工事の費用支出差し止め訴訟のように、実質的には、環境権や景観権の保護を求める住民訴訟などは、自治体の財務会計上の行為の適法性の確保を求めるという住民訴訟制度の趣旨や範囲からは逸脱しているともいわれている。さらに、議会の権利放棄の議決をめぐる新たな改正案も国会に提出されている。

こうしたことから、住民訴訟制度の今後の課題は、制度の長所と問題点をどう調和させていくかにあるといえる。

(2) 監査請求制度の目的

住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず監査委員に対し、住民の請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解されている(最高裁平成 10.12.18)。

すなわち、この制度は、住民参政制度の一つとして、個々の住民の権利や法的地位とは関係なく、自治体構成員である住民全体の利益を保障するために、法が特に認めた制度であるといえる。

NOMA【住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務】セミナー受講概要

平成30年7月3日

NOMA(中部本部)行政管理講座【住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務】

日時：平成30年7月3日（火）13:00～17:00、4日（水）10:00～16:00

講師：自治体法務研究所 代表・（元）東京都総務局法務部副参事 江原 勲 氏

セミナー受講MEMO

➤ 住民監査請求・住民訴訟

1 制度の存在意義

(1) 制度の趣旨

- 地方自治法は、地方公共団体の行う財務会計上の行為が適切であるかどうかを住民が監視できる制度を設けた。

法は「長や職員等に違法な財務会計上の行為や怠る事実があったとする住民は、まず監査委員に対し住民監査請求（法242条）を行ってその是正を求め、必要な措置を講ずるよう請求することができる」としている。

そして、法は、当該住民が前記監査結果等について納得できないときは、住民訴訟を提起することができる（法242条の2）

この訴訟はアメリカ合衆国の自治体で行われている納税者訴訟を模した制度。その後、昭和38年の法改正で、正式に「住民監査請求」、「住民訴訟」の名称が規定。

- 住民訴訟制度の今後の課題は、制度の長所と問題点をどう調和させていくにある。
- 他の訴訟の提起が法的に困難な場合にその身代わりとして使われるケースもある。⇒住民訴訟の濫訴の弊害。

(2) 監査請求制度の目的

- 住民訴訟の前置手続⇒監査委員に対し、住民の請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治内、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものと解されている（最高裁平成10.12.18）
- 住民全体の利益を保障するために、法が特に認めた制度であるといえる。

2 住民監査請求

- 住民の監査請求とこれに基づく監査により、当該団体の財政面の適正な運営確保と住民全体の利益を守ることにある。そのため、監査委員には適切な判断をして財政運営の是正を求めることが求められている。
- 監査委員の監査に代えて、外部監査人（公認会計士、弁護士等）による監査を求めることもできる。
- 監査委員は、執行機関と独立した機関であり、経常的に執行機関の監査を行う機関である。
- 住民監査請求は、財務監査を補完するものであり、一人の住民でもできる反面、その対象が財務会計上の行為に限られている。しかし、監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟を提起できる。
- 地方自治法の一部改正（平成29年6月9日公布・平成30年4月1日施行）
 - ・地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等
- 監査制度の充実強化
- 監査委員の権限の強化等

・監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項につい

ての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある委員会又は委員に提出するとともに、意見を公表しなければならない（第75条第5項及び第199条第13項関係）。

➤ 監査の実施と監査結果

・監査請求の受付⇒請求書に監査の対象となる違法または不当な財務会計上の行為であることを証する書面を添えることが必要

➤ 住民監査請求をなす者

➤ 住民監査請求の対象者

➤ 監査請求の対象行為

・対象の特定⇒最高裁は、「住民監査請求においては、その対象が特定されていること、すなわち、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実が他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示されていることを要する。」としている。（平成18年4月25日判決）

・公金の支出⇒現金の支出のことで、歳計現金、基金に属する現金、歳計外現金の支出をいう。なお、現金に代わる証券や保管証券は、公有財産に含まれる（法238条1項6号）から対象外。

・政務活動費 ・財産の取得、管理及び処分 ・契約の締結及び履行

⇒契約のうち、不当又は財務会計行為を是正する目的のものに限る ・公金の賦課又は徴収を怠る事実 ・財産の管理を怠る事実 ・債権の管理を怠る事実

➤ 監査請求の期間制限等

・期間の起算日⇒監査請求は、当該行為のあった日又終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができない（法242条2項）。個々の住民の個別的な知・不知にからしめると、起算日が区々になり、法律関係が不安定になるので、法律関係の画一的安定を優先させている。そこで、「当該行為」とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいい、支出負担行為、支出命令及び支出については、それぞれの行為のあった日から、各別に計算すべきである。また、「終わった日」は、継続的行為についてその行為が終わった日を意味する（最高裁平成14.10.15）

➤ 財務会計上の行為の暫定的停止勧告

➤ 監査期間⇒監査請求があった日から60日以内（自治法242条5項）

➤ 監査の実施と結果の公表

・監査請求を受け付けると監査委員は60日以内に結論を出さなければならない。

第2 住民訴訟

➤ 原告適格

・法242条の2 第1項各号の訴えを提起できる者は、当該普通地方公共団体の住民である。

➤ 住民訴訟を提起できる場合とその期間

➤ 住民監査請求前置

・監査請求の却下⇒自治法は、適法に住民訴訟を提起するための要件として、監査委員に対する住民監査請求を前提として、その監査結果等の不服を申し立てるという構造をとっている。そこで、監査請求の結果に満足できない請求人は、住民訴訟を提起することとなる。

・監査請求の追完

➤ 住民訴訟の対象⇒法242条1項に挙げられている財務会計上の行為（ただし不当にとどまるものは除かれる）である。

➤ 先行行為の違法と財務会計行為の違法

➤ 訴訟の内容

- ・ 1号請求⇒執行機関又職員に対する、当該行為の全部又は一部の差し止めの請求である（法242条の2第1項1号）。
- ・ 2号請求⇒行政処分たる行為の取消し又は無効確認の請求である（法242条の2第1項2号）。
- ・ 3号請求⇒執行機関又は職員に対する、怠る事実の違法確認の請求である（自治242条の2第1項3号）。
- ・ 4号請求⇒平成14年の改正前は、地方公共団体に代位して行う職員に対する損害賠償の請求又は不当利得返還の請求、原状回復の請求又は妨害排除の請求であった（改正前自治242条の2第1項4号）。これに対し平成14年改正の4号請求は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員を被告として、「当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方」に損害賠償又は不当利得返還の請求を求めることとなった。
- ・ 損害額の算定について

- 住民訴訟の管轄・訴訟費用
- 裁判費用の負担
- 賠償命令との関係
- 損害賠償と議会の権利放棄の議決

所感/まとめ

平成29年度において、地方自治法の一部改正が国会においてなされている。

住民監査請求制度及び住民訴訟制度は、市民の権利である。これを議会としてどのようにとらえるのか考えなければならない。住民監査請求を受けるのは監査委員であるからである。

また、執行機関の内部統制の強化がある。内部統制の強化は制度の強化であり、その強化を図りための機関として監査委員がいる。二元代表制のなかで、市長の執行機関の適正性と説明責任を監査により高めるのが監査であるため、議会議員が監査委員に選任されることに議論が呼び起こされる。

次に、議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取し、審査に資さなければならない。

以下、その課題を指摘しておく。

- ①監査委員に議選の監査委員も選任されている。請求人と何らかの関係があったならば、請求事件の審査において、監査の独立性と客観性、公平性が保たれるのかが問題になる。
- ②議選の監査委員において、専門性が問題になる。
- ③監査請求(4号請求)が提起された後、請求事件に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとする場合、議選の監査がいる場合、客観性と公平性、適正な判断ができるのか問題となる。
- ④内部統制の強化を図るとなると、議選の監査の守秘義務が問題となる。守秘義務があるのかないのかは、議論があるところである。

こういったことから、議員としても、今般の地方自治法の一部改正の内容についてよく調査学習し今後の議論に行かさなければならない。

住民の権利を守ることと、昨今の住民監査請求の乱用。そして、住民訴訟において賠償額の高額化により、執行機関の業務に少なからず影響があるのではないかとかんがえられるからである。

住民の代表として、議会及び議員がこの問題にどのように向き合っていくのか、その資質が問われてくるのではないかと、今回の行政管理講座を受講して、深く思慮されるところである。

今後、識見の代表監査委員との意見交換や議会改革及び議会の委員会等で取り組んでいく。